

令和6年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年12月9日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉岡正博 | 9番 | 大串武次 |
| 2番 | 岸川信義 | 10番 | 吉岡英允 |
| 3番 | 友田香将雄 | 11番 | 草場祥則 |
| 4番 | 重富邦夫 | 12番 | 井崎好信 |
| 5番 | 中村秀子 | 13番 | 内野さよ子 |
| 6番 | 定松弘介 | 14番 | 西山清則 |
| 7番 | 前田弘次郎 | 15番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 溝口誠 | 16番 | 片渕栄二郎 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|------------|------|
| 町長 | 田島健一 | 副町長 | 百武和義 |
| 教育長 | 北村喜久次 | 総務課長 | 中村政文 |
| 企画財政課長 | 大串恭隆 | 総合戦略課長 | 山口裕一 |
| 税務課長 | 出雲誠 | 住民課長 | 谷川友子 |
| 保健福祉課長 | 木須英喜 | 長寿社会課長 | 小野勉 |
| 生活環境課長 | 土井一 | 農業振興課長 | 吉村浩 |
| 商工観光課長 | 谷崎孝則 | 農村整備課長 | 吉村大樹 |
| 建設課長 | 鶴田浩紀 | 会計管理者 | 久原美穂 |
| 学校教育課長 | 久原正好 | 新しい学校づくり課長 | 永石敏 |
| 生涯学習課長 | 矢川靖章 | 農業委員会事務局長 | 山下英治 |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 中原賢一 |
| 課長補佐 | 川崎常弘 |
| 議事係書記 | 草場雅子 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 4番 | 重富邦夫 | 5番 | 中村秀子 |
|----|------|----|------|

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 内野さよ子議員

1. 女性の意見を町の施策に反映を
2. ハラスメントから職員を守るために
3. まちづくりに活かす城館整備について

2. 吉岡正博議員

1. 六角川河川敷の湛水池（プール）は、安全か。
2. 町長の見定める10年先・20年先の社会と、対する政策は。

3. 前田弘次郎議員

1. 通学路の安全性について
2. 白石町の将来について

4. 重富邦夫議員

1. 空のインフラ整備について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、重富邦夫議員、中村秀子議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

今期最後の一般質問ということで、最初にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、女性の意見を町の施策に反映をということで質問をしています。

10月と11月については、新聞報道についても避難所運営のことであったり、女性の目線で見るとあるいは要介護者に対する避難所の運営とか、そういうふうなもの記事も掲載をされておりました。これは大きな課題だと思っております。また、これまでは白石町内においてはどちらかというと短期的な避難所運営が多かったのではないかなというふうに思っておりますが、これからは能登半島もありましたけれどもいろんなところで災害が起こる可能性がある。佐賀県内においても活断層があったり、先週については原子力災害における避難所ということで白石町のほうへ唐津市のほうから避難をされたというのがゆうあい館でありました。そういうこともありまして、避難所についてはかなり行政のほうでも目線を強くしてされているものかと思っております。

まず1点目に、先ほども言いました女性の意見を町の施策に反映をということで、1番目、第3次白石町男女共同参画推進プランについては、SDGsの17の目標の5番、ジェンダー平等を実現しようという達成のために策定をされています。また、推進プランの基本目標3については、多様性に配慮をされた防災体制の確立、災害対応が行われることが必須と定められています。

まず、避難所における配慮、あるいは備蓄の物資については、女性の視点や意見を反映する必要がある。防災部署、あるいは防災会議の委員の女性の比率を問うということで質問。また、内閣府については、地方防災会議の女性委員は3割以上を目指すようにと促してあるところです。実は、この質問は3月議会でしたか、質問をしておりますが、ぜひ条例の改正を行って防災会議の委員も充実した会議になるようにということで問題提起をいたしました。そういうふうなことがありますので、まずその点について1点目、よろしくお願いいたします。

○中村政文総務課長

災害が発生した場合の初動対応等を行います総務課を本町の防災部署としての位置づけをしております。私と課長補佐2名、係長4名、係員9名の16名を配置をしまして、災害発生のおそれがある場合は危機管理防災係を主としまして初動対応を行っております。総務課の職員のうち女性の職員5名を配置をしております、比率といたしましては約3割というふうになっております。

また、防災会議委員につきましては、令和6年4月に条例を改正をいたしまして、防災会議の委員として新たに女性2名の方に委嘱をさせていただいております。現在の比率としましては、防災会議委員24名に対し5名の女性の委員がありまして、率を申しますと約21%というふうになっているところです。今後も国が指定をいたします女性委員3割以上を目指すことを目標に、委員の構成機関から積極的な女性登用を推進をし、防災計画等へ女性の意見を盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

御存じのように、先ほど答弁にもありましたけれども、内閣府の男女共同参画の基本計画においては、令和7年度、来年度までに市町村の防災会議の委員に占める女性の割合を15%、さらに30%を目指すように示されています。また、防災部署においても、今パーセントをおっしゃってくださいましたけれども、少なくとも庁内の職員の男女比率に近づけるように内閣府のガイドラインを示しています。今パーセントについては条例の改正をしていただきましたので、前は9%でしたけれども、今回21%ということで、かなりよかったように思っています。

それから、もう一つ、庁内の防災部署ですね。先ほど新聞報道というのもしましたけれども、新聞報道についてはかなり悪かったです。というのが、防災部署というところに限定をされて多分アンケート調査をされていたんだと思いますが、私は防災会議についても総務課の女性職員の方も参加をしておられるので広く捉えてもいいと思いますので、その点については会議等にもぜひ参加をしていただいて、積極的に女性の意見を取り入れたりすることが大事だと思います。

アンケートというのは市と町とではかなり捉え方が違いますので、市というのは限定された防災危機管理部署というのがありますが、町村の役場というのはいろんな仕事をされていますので、パーセントのその辺のところでアンケートの答え方についてもかなり幅があるのかなというふうに感じていますので、そういう考え方を持って今後もしていただきたいなというふうに思っているところです。

先ほど防災部署と言いましたけれども、本当は庁内の職員の方は45%ぐらいいらっしゃるのではないかなと思いますので、さらに内閣府ではその比率に沿うようにというように示しています。そこまでいかななくても、かなり順次していただけてますので、今後もその考え方で積極的に行っていただきたいと思っています。

それから、2点目に移りますが、1月の能登半島地震では避難所となった小学校では、これは新聞に載っていましたが、下着などの支援物資を保健室にまとめ女性民生委員の方が交代で配布に当たったということで、女性避難者から感謝の声があったということで、かなり女性の方の対応ということでこれは感謝の声が上がっていたのではないかなというふうに思っています。このような中で、意見をどのように拾い上げて反映をしようとしているのか、その点についてお願いをします。

○中村政文総務課長

避難所におきまして、女性の意見のみならず困られている避難者の方々の意見を適切に拾い上げるということは、全ての人々にとって安全で快適な環境を提供するために非常に重要であるというふうに考えています。特に女性の方に関しましては、特有のニーズへの対応も必要と考えておりまして、安心して着替えであるとか休憩ができる空間や母子スペースの確保、また衛生用品等の提供等、女性の方に配慮した避難所運営が求められています。

現在本町では、避難所開設の際、女性の避難者が安心して相談やサポートを受けられるように女性職員を必ず配置をしまして、また保健師等の定期的な巡回を行いながら女性避難者への安全を維持しているところでございますが、多くの避難者が長期的

に避難生活をするということになりますと、今以上にプライバシーの確保であるとかハラスメント等への対応が求められてきます。避難所の運営が混乱することも想定されます。今後も女性の視点を取り込んだスムーズな避難所運営ができるように、平常時から職員に対し女性避難者への配慮についての事前訓練や、また教育を行っていきたいと考えているところです。また、女性用衛生用品等の備蓄等についても、女性の御意見等を反映しながら計画的に整備をして、女性の避難者が持たれる不安を少しでも解消できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

課長の答弁にもありましたけれども、以前は短期的な避難所運営というのが強かったのかなと思います。東日本の大震災、今回の1月の能登半島地震においては、地理的な問題もあったかも分かりませんが、女性のそういった環境というのがよろしくなかったというのがかなり新聞でも載っていたところでした。そういう長期的になる可能性があるということで、今答弁もされましたので、それに向かって、いつも誰が替わっても人が替わっても運営ができるようになり気をつけていただきたいなということを思っているところです。

市町村でかなり温度差があるようですので、今回はアンケート調査が新聞に掲載されていましたのでそのようなことも含めまして質問もしていますので、市町村の温度差、白石町があまりできてなかったねと言うと、何かこちらのほうもかなり神経をとがらせているところです。そういった面からも気をつけていただきたいなというふうに思っているところです。

3点目に移りますが、各市町というのは、災害発生に備えて避難所の運営マニュアルづくりとか、あるいは備蓄品の準備を進められています。その準備に女性の意見が反映されていないケースもあるという報道もされていましたので、1番目でも質問をしましたが、避難者の半数以上は女性が占めている状況の中で、どのように改善をしようとしているのかというところでお尋ねをします。お願いします。

○中村政文総務課長

白石町の地域防災計画につきましては、毎年度国の基本計画であるとか県の地域防災計画の改正点を踏まえながら、白石町防災会議にお諮りをして改訂を行っております。国の基本計画や県の防災計画におきましては、過去に発生した災害での対応の問題点であるとか、避難所生活での実際にあった問題点の改善策が反映されております。その中には、当然のことながら女性の視点からの御意見であるとか要望等に対しまして対応した改善策が反映をされているというところがございます。

一方、この避難所の運営マニュアルにつきましても、実効性のある運営を実現をするために女性の意見を反映させることは非常に重要だというふうに考えております。女性避難者の御意見や避難所で発生した問題点、また改善点、実際に従事した女性職員等からの意見を継続的に取り入れながら、女性が安心して安全な避難生活が行えるように避難所の運営マニュアルの更新を随時行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

今回女性というような言葉に特化して申し上げてるんですが、避難所にはやはり高齢者の方もたくさんいらっしゃったり、要介護者の方もいらっしゃいます。そういった中で、どちらかというとな女性が多いかなというふうに感じているところですけども、そういった微妙なところでいろんな問題点や課題が多いのではないかなというふうに思っています。そういうふうなところで、確かに防災会議には5名というかなり21%の率を上げていただきましたが、防災会議は年に一、二回しかありませんので、小さな声の捉え方というのはなかなか厳しい、難しい、意見を言うのは難しいのかなというふうに思っていますので、そういったときに一歩、そういう声を拾い上げるような分科会的な視点を取り入れた、防災会議の5名の方とかプラス何名か入れたような、改めて今の防災会議とか、あるいはマニュアルづくりとか、そういうふうなものの視点をそういうふうなところで捉えながらやっていくのも大事なかなというふうに思っていますので、その点についてはいかがでしょうか。

○中村政文総務課長

防災におきます女性の意見を反映させるためにということで、意見交換会等を実施することは非常に有効であるというふうに考えております。町内の女性で構成されております女性団体連絡会であるとか婦人防火クラブなどのお集まりの際に、女性が防災計画や避難所運営において直面する課題をテーマとして自由にお話ししていただきまして、解決策等を検討いただいた上で女性の視点であるとか多様なニーズを分析をしまして、防災計画や避難所運営のマニュアルに具体的に反映できればなというふうに考えております。この意見交換会を通じまして女性の意見を直接お聞きし、そのことを防災活動に反映させることで、地域全体の防災力の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

女性の団体の方であったりいろんな団体がありますが、民生委員の方もかなりたくさん女性の方もいらっしゃいますので、そういう点でぜひいろんな声をすくい上げるような体制をしていただきたいと思います。先ほども言いましたが、役場の職員の皆さん方は随時ずっと替わられるから、そういうふうなところの問題提起のようなところもきちっと後にずっと続けられるように、そういう体制づくりをしていただきたいと思いますということで思っているところです。

そういうふうなことで、先ほども避難所運営の中でハラスメントというふうなこともちよっと課長のほうからも言われましたけれども、今回主にカスタマーハラスメントのことを質問していますが、ハラスメントについてはいろいろ問題点が多く、ここに質問を書いておりますが、ハラスメントから職員を守るためにということでカスタマーハラスメントについてお伺いをしたいと思っております。

自治体職員に無理な要求であったり過剰なクレームを繰り返すカスタマーハラスメント、俗にカスハラという言葉で言うておりますが、全国で深刻化をしています。対策に乗り出す自治体が増えている状況ですけれども、カスハラに毅然と対処する行動指針が必要ではないかということでお尋ねをしています。

日本では2010年代頃から、約十二、三年前頃からこういった悪質なクレマーに対してカスタマーハラスメントという名称の言葉が出てきたように思っているところです。今現在で職場における3大ハラスメントと申しますと、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、それからマタハラと俗に言われるマタニティーハラスメント、こういった3大ハラスメントについてはかなり法律的にも守られています。セクシュアルとかマタニティーハラスメントについては男女雇用機会均等法、あるいはパワーハラスメントについては労働施策の推進法ですか、そういったことで法律でかなり守られている部分がありますが、このカスタマーハラスメントについてはまだ法律的な動きというのはあってません、これからあるかも分かりません。そういったことで、厚生労働省についても対策、指針をまとめ上げ、それから企業等に対しても義務化を示しているところです。そういう指針が大切ではないかということで、1点目に質問をしています。お願いします。

○中村政文総務課長

まずは、私のほうから本町職員におきますカスタマーハラスメントの状況について御説明をいたします。

近年全国的に、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラということですが、深刻化している状況を踏まえまして、本町では実態の把握が必要であるということで、今年7月に全職員を対象にカスハラについてのアンケートの調査を実施しております。回答者230人のうち32.6%に当たる75人がこれまでにカスハラを受けたと感じたことがあるというふうに回答がございました。内容は様々ではございますけれども、大声や暴言などの理不尽なクレームとか威圧的な発言、脅迫まがいの不当な要求であるとか、暴力を受けたこともあるというふうな回答もございました。このような中で、今回県が作成をしております佐賀県庁のカスタマーハラスメント対応指針を見ますと、住民の方からの意見や苦情等についてカスハラかそうでないかというのを体系的に判断できる内容となっております、本町でも十分に活用できるものではないかというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

すみません。町長にも認識を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田島健一町長

先ほど総務課長からの答弁にもありましたように、本町職員でカスハラを受けたと感じたことがある人が75名いるということから、早急に何らかの対策が必要であると感じているところでございます。町民の方から相談事があったときは、まず真摯に対

応することが重要でございまして、そこでいただいた意見や苦情の中には、今後の行政サービスの向上につながるものもあるというふうに考えております。しかしながら、明らかに理不尽な言動があったり長時間にわたり苦情の対応で拘束されるなど、悪質であると考えられるものの中にはございます。全国では、カスハラにより心身を病んで休職したり退職に追い込まれたケースもあるというふうに聞いております。このような場合には、カスタマーハラスメントとして、県の指針にもあるように組織として毅然と法的に対応することが必要であると考えております。本町職員の心身の健康と安全を守るために、カスハラの根絶を目指して取り組みたいと考える所存でございませぬ。

以上です。

○内野さよ子議員

今町長からも課長からもありましたように、かなり庁舎内でもある。大小いろいろあるかも分かりませんが、そういったパーセント的にもあるということで、威圧的な言葉であったりそういうふうなものを受けていらっしゃるのではないかなというふうに思ったところです。

なぜこのようなカスハラ的な言葉が増えているのかなといろいろ探してみたんですが、なかなか見当たりませんでした。ただ、社会的な背景はいろいろあると考えられますが、環境的なもの、難しいハードなクレームが多くなっているのかなということにはちょっと書いてあったのがありました。そのような意味で、対策も必要でありますので、先ほども言いましたように法律的なものがきちっとありませんので対応は難しいと思いますが、よろしく願いをしたいと思っております。

2点目に移りますけれども、民間の企業、病院、銀行などでは基本指針の策定、これは義務化になってはいますが、教育も充実するなど、組織としての不当要求に応じないための対策が広がっています。本町では対策としてどのようにしているのかということをお願いいたします。

○中村政文総務課長

本町ではどのような対応を検討しているのかということでございます。

今年度は、まず全職員向けの研修としましてカスタマーハラスメント研修を2日間実施をしまして、189名の参加でございました。また、県内では名札の表記を、本町はフルネームでございますけれども、これを姓のみ等に変更しているという市町村も多くなってきております。本町においても年明けからは変更する予定で考えているところです。さらには、一部の課におきまして、試験的に外線の着信時に通話内容を録音する旨のガイダンスを流して、ワンタッチで録音ができるようにしました。電話機の録音機能付につきましては、来年度以降台数を増やして取り組んでいきたいなというふうに考えております。

カスハラの対策は当然必要だというふうには考えておりますが、カスハラは最初はちょっとしたクレームから発展することも多いということです。まずは、職員一人一人が町民の方に対しまして丁寧に対応することを徹底をして、クレームを未然に防ぐ

ということが重要だと考えております。それでもカスハラが発生してしまった場合には、相手の言動を録音、また録画をして証拠を残したり、いざというときには警察や弁護士に相談できる体制を構築することなど、常日頃から組織として毅然と法的に対応できるように備えておく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほど課長のほうからもクレームというような言葉を言われましたけれども、通常クレームと言われることがあります。クレームとカスタマーハラスメントの違いというのはなかなか難しいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○中村政文総務課長

一般的に申しまして、クレームといいますものは、顧客が製品やサービスに対して不満や問題を抱えまして、それを相手、企業側とか我々役場側に伝える正当なフィードバックのことを示しております。通常クレームは解決を求めるための建設的な意見でございます。一方で、カスタマーハラスメントというものは、顧客が企業やその従業員に対して不当な要求であるとか過度な圧力をかけ、嫌がらせや侮辱をする行為を指しております。これは問題解決を目的とするのではなくて、相手を困らせたり精神的な苦痛を与えたりすることが主な目的です。つまり、クレームは企業の改善に役立つ一方で、カスタマーハラスメントは企業や従業員に対して不必要なストレスを引き起こす行為であるということです。どちらも対応が必要ではございますが、カスタマーハラスメントに対しては労働基準法や民法に基づきまして、不適切な行為に対する法的措置が取られることがあるというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

カスタマーハラスメントについては、これから法律的なこともきちっとなってくるかも分かりませんが、そのような状況の中で弁護士の方とか警察等に相談をしたりしているということですので、そのような対応が大事だと思います。

それで、カスタマーハラスメントを直接的に判断できる法律がないと先ほどからも言っておりますが、明確な基準としては不当要求、先ほど課長のほうからも改善できるようなものとできないものというようなことの判断を言われましたけれども、基準としては不当要求という概念があると思っております。どのような考え方でいくのか、その辺についていかがでしょうか。

○中村政文総務課長

カスタマーハラスメントに関する直接的な法律というのは今現在ございませんけれども、一般的なハラスメントや嫌がらせに関する法律があります。これらがカスタマーハラスメントにも適用されることがあるというふうに理解をしているところです。

カスタマーハラスメントは不当要求の一種とみなされる場合がありますが、不当要

求とは、合理的な理由がないにもかかわらず過剰な要求や金銭等の見返りを求めること、威圧的な態度を取ることなどを指しております。カスタマーハラスメントとは、具体的には過度なクレーム、必要以上にクレームを繰り返して要求するであるとか従業員等への暴言や脅迫、あと過剰な補償の要求、実際の損害以上の補償を求める行為、業務の妨害ということで、事業の運営を妨害するような行為などが挙げられるというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

最初にも言われましたが、組織として毅然とした態度で対応をされるということが重要なところかなというふうに思っているところです。

そこで、質の高い行政サービスを維持するためには、職員の安全を守る必要があると思っています。このことを住民に周知をするということは大事なことだと思います。職員だけではなくて、住民の皆さんもこういうこともあってるんですよということを知ることが大事かなということで質問をしています。この点については、今後ですけれども、いかがでしょうか。

○中村政文総務課長

職員、住民の安全を守るためには、このカスハラ対策の積極的な広報と窓口での掲示等も必要だというふうに考えております。例えば、庁舎内にポスターを掲示をしまして、来庁者に日頃からカスハラのご概念を理解してもらうことで抑止力のほうになるというふうに考えます。また、広報紙やケーブルテレビの行政放送を使って定期的に周知することも効果的ではないかというふうに考えてるところです。

以上です。

○内野さよ子議員

厚生労働省のホームページによりますと、ポスター等も4種類ぐらい掲載をしてありました。そういうふうなポスターもダウンロード大丈夫ですって書いてありましたので、そういうふうなものを利用したり、対策のパンフレットを作ったりすることも大事ではないかなというふうに思います。そういう環境の中で仕事をするというのは、課によって違うとは思いますが、そういうふうなことの対応をしないと、その課には行きたくないとかというような問題も起きますので、きちっとした毅然とした対応で、ポスターなどもきちっと作って行うことが大事ではないかなというふうに思っています。まずは職員の皆さんの安全を守ることが行政の役割ではないかなというふうに思っています。

そこで、これはカスタマーではありませんけど、職員の皆さんを守ることについて、先ほどカスタマーハラスメントについては研修を行ったということをおっしゃいました、7月でしたかね、180人程度の。アンケートもされていますね。研修も行っていらっしゃると思います。

3大ハラスメントと最初に言いましたが、ほかにセクハラであったりパワハラであ

ったりマタニティーハラスメントであったりいろんなハラスメントがありますが、今朝はオワハラというハラスメントも新語として出ていたようです。ちょっと聞き慣れない言葉ですが、大学生が就職活動をするときに早く就職活動を終わらせるようにというオワハラというのが7時台のニュースで行われていました。家庭でもよく言うんですが、早く就職活動ばして早く終わらせんねと、企業に面接に行ったりとか早くしなさいとか、何かそういうふうなことで極度に強制的になったりすることがオワハラというようなことであるということでした。

そういう研修はなされていると思いますが、役場内でのハラスメントとかパワハラとか、そういうふうなこともよく資料等には載っているところですけども、課長の立場がよく相談を受けるのではないかなと思います。カスタマーハラスメントではありませんけれども、パワハラとかいろんな職場のちょっとしたハラスメント的なものに対応するというようなことで、課長、難しいかも分かりませんが、その点についてはいかがでしょうか。

○中村政文総務課長

カスハラに限らずハラスメント全体の対応については、本町では令和4年4月に白石町職員ハラスメント防止及び対応に関する指針というものを作成しております。この指針の中では、まずこの指針の趣旨を記載をし、次にハラスメントの種類ごとに言動の類型を分類し、それがハラスメントに該当するか否かを例示をしております。管理・監督職員の認識すべき事項といたしまして、良好で明るい職場環境を確保する責務があり、率先してハラスメントの防止、解決等に取り組むことを記載をしております。さらに、職員が認識すべき事項といたしまして、言動や振る舞いに関する禁止事項などを記載し、苦情等の対応については相談窓口や相談を受けた後の対応や再発防止について定めております。最後に、万が一ハラスメントとして認定されてしまった場合の懲戒処分についても記載をしております。

記載している以外の個々の細かい事例につきましては、臨機応変な対応をしていくことになるかとは思いますが、行為をする側、受ける側の双方にハラスメントに対する共通の理解があれば、ハラスメントは起こりにくいと考えております。その理解のギャップを職員研修等によって埋めていくということが大切であるということと考えております。

先ほど説明をいたしました指針につきましては、毎年度ポータル、職員の掲示板で全職員にお知らせをしておりますので、職員については一度は目を通したことがあるというものでございます。白石町役場職員としまして、全職員がハラスメント対策について十分に理解をして、お互いを尊重し合い、良好な人間関係を築くことで職員の利益のほうと公務の能率向上を図っていき、さらなる職場環境の向上を目指していきたいと考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

このハラスメントというのは、言ったほうはそう感じていないけれども、言われた

側はものすごく威圧的に感じているということがあると思っています。これはパワーバランスがものすごく悪いと思うんですね。一方は、例えば職場であったら管理職の方、普通の係の方、そういうパワーバランスの崩れもあるかと思います。あるいは、今は若い方も意見がすごいですから、下の方が上司に対して言うこともあるというふうなことも聞いているところですけども、そういったいろんな職場環境をよくするためには、あまりにも言い過ぎて萎縮してもいけませんけれども、そういう状況を常に研修をしていくことが大事なんじゃないかなというふうに思っています。つまらないことであつたりもするかも分かりませんが、それはきちっと捉えて対応をするということが大事なことでないかなというふうに思っていますので、いろんなことを考えながら管理職の方、特に総務課長なんかはいろんな意見が出てくると思いますが、そういう職場環境がよい方向へ向かうように、職場環境がいつもよい環境であるように願うところですので、よろしくお願いをしたいと思っています。

今新語がたくさん出てきていろいろありまして、セクハラ、パタハラ、マタハラ、ケアハラというふうに、いろんな新語が出ています。その都度にハラスメントを受ける人たちの中で言葉の新語が出ている状況ですが、繰り返しますが、法律の中でまだまだないものもたくさんありますので、環境には留意をされて行っていただきたいというふうに思っているところです。

そういったところで、今度はまちづくりについてお尋ねをしたいと思っています。

先日も11月16日、須古城と須古城の城下町の見学会というのが行われました。城館を整備してまちづくりにこれから生かすということですけども、17日には研究大会が行われました。研究大会ではまちづくりに生かす城館整備の事例発表もたくさん行われたところですけども、このことについては以前の一般質問の中でも取り上げて、ぜひこういうことをやっていただきたい、大会をやっていただきたいとか何度も申し上げていたんですが、今回九州城郭研究会というところと、それから町が一体的になられて研究大会が行われたところでした。

その中で、印象に残ったのが熊本県の天草市の史跡棚底城跡の整備についてというところで、将来の須古城の史跡保存活用をどう描けばいいのかということでヒントになりました。今須古城についても、大変やぶの中で竹がものすごく繁茂していたところでもありますけれども、10年もなりませんけれども、竹の伐採作業というふうなものも民間のほうでやっていただきまして、かなり充実してきたのではないかなと思います。それから、4年前には町のほうで調査を行ったり伐採作業をしていただいたり、かなりよくなってきているところですけども、その棚底城跡の整備についてはヒントがあったところですので、町長はどのように考えているのかということでお尋ねをしているところです。お願いします。

○矢川靖章生涯学習課長

では、まず私のほうから城郭研究会、そして棚底城跡について説明をいたします。

北部九州中近世城郭研究会と白石町が共催して、先月11月16日、17日に町内会場で開催をされました九州城郭研究大会は、テーマを「龍造寺隆信の実像に迫る」とし、町内外より両日合計で224名の参加をいただき、多くの皆様の須古城への興味、関心、

熱意を肌で感じたところでございます。

議員が言われる天草市の棚底城跡の事例は、17日、研究大会のパネルディスカッションの中で事例発表をいただいたもので、戦国時代の天草諸島の政治、軍事の変遷を知る上で貴重な遺跡として、平成21年に国の史跡に指定された中世の山城跡になります。城が存在していた時代は、本町の須古城と同じ時代になります。棚底城跡は、廃城後はやぶ山であったことなど、環境の点からも須古城跡の現状と共通する部分がございます。先行して国史跡に指定されている棚底城跡の保存、整備、活用事例は、地域住民も参画されまして、積極的な協力が見られております。史跡指定を目指す本町の須古城跡においても大変参考になるものと認識しているところでございます。

○田島健一町長

須古城跡は、白石町の観光資源としても今後ますます人気のスポットになるものと期待しているところでございます。また、整備につきましては、国指定史跡に指定された後に本格的に着手することになるかというふうに思います。先日の九州城郭研究大会には、町のぺったんこ祭りとの日程が重複したため、私は参加できずに非常に残念でございました。大会の報告を受けた中で、先ほど課長が申しました天草市の棚底城跡の保存、管理、活用というものは、地域の活性化につながる取り組みの一つであり、まちづくりに生かされている事例として参考にしていきたいというふうに思っております。既に天草市とは担当者レベルでの情報交換を行ってるところで、現地視察なども行っていく予定でございます。先行事例を見ても、須古城跡は長期にわたる整備が必要となりますが、白石町の観光、そして地域活性化の核となるような整備計画をしっかりと立案していきたいと思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

その研究大会には、16日の日については130人、140の方がお見えになったと聞いておりました。総計で224名の参加をいただき、多くの皆様が須古城に関心を持って来られたかと思っております。その半数ぐらいは町外の方も多かったのではないかなというふうに思っているところですが、でもこの研究大会をすることによって、町外の方にもお知らせすることができましたし、町内の皆さん方にも須古城というのはこういうふうなところなんだということを、何か一部の方がやっているとなかなか気づきがありませんけれども、こういうふうなことをやっていただくと、天草市とここは似とうねと、私たちも初めて気づくところがありまして、とてもよかったように思っています。近くで国史跡にされているところは武雄市のおつぼ山というところがありますが、そこにも3年ぐらい前に個人的にですけど行って見て、そこでは着実にずっとされています。観光とか見学に来る方もこの頃はかなり多いですよということがありました。

こういう目に見えない予算をつけたら調査をするということは、大変町としても多額のお金が必要だったりして厳しいものがあるかと思いますが、でもこの事業に町が着手をして約5年近くなるかと思いますが、着実に伸びていると思えますし、民間の団体

の方も須古城の麓のところに来訪者一覧というのを作っていらっしゃるしまして、そこにも県外の方々はかなり多くて、千葉県であったり東京であったりいろんなところから来ていただいているところです。町長の答弁で、観光にも多大に今後影響のあるところで、きれいなきちとした着実な整備をしていただきたいというところですが、教育長も随分この講演会については御尽力いただいているところですが、教育長、何か一言答弁でありませんか。思いが何かありましたらお願いします。

○北村喜久次教育長

須古城のことについて御質問をいただきました。

今回本当にいいチャンスで、九州城郭研究大会を町内で開催することができました。よかったなと思ってます。須古城については、本当に町の宝だと思っておりますが、須古地区とか白石地区は結構私どもも小さい頃から遠足の地であったりして知っておりますけれども、例えば福富、あるいは有明の人たちはまだまだ須古城のことをあんまり御存じない方がたくさんいらっしゃると思います。そういう意味でも、まだまだ町全体でも、須古城は須古地区だけのものじゃなくて、白石町全体の宝だというふうなことをもっと広める必要があります。そういう意味で、今回一つの起爆剤になるきっかけの研究大会だったと思いますけれども、こういうのをステップアップの踏み台として今後、今後といいましても10年度に国史跡の申請書を出すという目的で今頑張っているとありますが、いろいろ知恵を出して、繰り返しますが、とにかく町の宝であるという認識を広く町民の方に持っていただくように努力をしていければと思っています。

以上です。

○内野さよ子議員

道の駅には自転車置いてありまして、一度、もう数年前に自転車に乗って須古城に来られた方と出くわしました。本当は理想的にはそういった環境、道の駅にたくさん今来ていらっしゃるけれども、そういった方が自転車で、私は白石というところは平野ですから、全然高さがなくて、山道ではありませんので、その辺のところに関しては本当に自転車でも行ける場所ですから、そういう道の駅に来た方が西のほうへ行ったりとか、あるいは有明とか福富のほうの昔の堤防跡に行ったりとか、いろんなことをしていただくこと。教育長が言われましたが、須古城は須古だけのものではない、全体のものでよということです。またほかにたくさん福富のほうにも堤防跡、第二線堤、第一線堤とありますので、行くともとても面白いです。そういうふうなところを生かしながら、観光協会も今回設立をされましたので、もっともっと観光に生かせるような素材をつくって、一般的にはこんなもんがあるんだということは、リーフレットなんかでも分かりますが、実際には本当に行ってみたりとか、本当にこれがどうなんだということは、一部の人しか分からないですね。そういうふうなことをもっと広げてPR活動をしていただくということで、観光協会はとてもよかったと思います。今回商工観光課の課長には当てませんが、今後本当に尽力をいただいで、もっともっと広げていただきたいというふうに考えているところですので、

よろしくお願いをしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時23分 休憩

10時40分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

この定例議会は、私ども議員にとっても、それから町長にとっても任期4年間の最後の定例会の一般質問となります。気合を入れて任期仕上げの質問をさせていただきます。

今回は大きく2つの質問をいたします。1つ目は、六角川河川敷の湛水池（プール）は安全かです。2つ目は、町長の見定める10年先、20年先の社会と対する政策はです。

では、大項目の1つ目、六角川河川敷の湛水池（プール）は安全かの質問です。

まず、お断りです。町議会の一般質問は、町の行財政全般について質問をする場ですが、今回の六角川河川敷の湛水池（プール）建設は、国の事業です。今回質問をするのは、湛水池そのものではなく、町民の方が心配されている農業への影響、そして町民の健康、安全について町はどのように把握され、万が一の場合にどのような対応をするかを確認をしていただきたく質問するものであります。

それでは、まず小項目の1、湛水池建設の目的はですが、次に2番目といたしまして、カモのすみかになるとの心配を聞きますがということです。そして、3つ目が蚊の発生源になるとの心配を聞くが、最後に蚊による未知の感染症が生じた場合の対応は可能かについて質問をさせていただきます。

では、最初の小項目の1番目、六角川河川敷の湛水池建設の目的はです。

六角川のアシ、ヨシが生えている河川敷にプールのような穴が掘られる工事が始まったときには、私をはじめ多くの方が六角川の断面を広げる掘削が始まったと思いました。聞いてみると、水の流れをよくするためにヨシが生えないようにする工事とのことでした。まず、質問の事前知識といたしまして、湛水池の建設目的を町はどのように聞かれているのかお尋ねいたします。

○鶴田浩紀建設課長

六角川を管理する国土交通省武雄河川事務所では、六角川中流の流下能力が不足する区間に湛水池の整備を行っておられます。本整備は、令和3年8月の出水後から始まり、六角川の武雄市鳴瀬橋より下流の約1キロ地点から白石町馬田橋より下流の約

1.5キロ地点までの約13キロ区間の河川兩岸を湛水池設置区間として位置づけ、建設が進められたものでございます。

この湛水池は、干潮河川であります六角川の水の流れを阻害する要因となっているヨシの繁茂抑制を図るため、六角川の小段部に深さ約1メートルの湛水池を70箇所程度整備されており、これにより六角川の水の流れをよりスムーズに流れやすくすることで洪水時の河川の水位の上昇を抑え、浸水被害を軽減させることを目的とされているとお聞きしておるところでございます。

以上でございます。

○吉岡正博議員

それでは、先ほどちょっと話にもありましたけども、もともと六角川のアシは水質改善や堤防の護岸の役目があるというふうに私どもは聞いておりましたけども、その機能が低下することはないのでしょうか。

○鶴田浩紀建設課長

整備に当たりましては、環境保護面の配慮から、ヨシの特性を損なわないよう水際部にはヨシを残して整備をされております。

以上です。

○吉岡正博議員

周辺に残されているということで、安心いたしました。

それでは、小項目の2番目なんですけども、湛水池は住民の方がカモのすみかになるとの心配をされてるのをお聞きします。白石町の農業は、カモの被害に悩まされております。既に六角川や有明の干拓貯水池等にカモは生息いたしますが、農家の方からも河川敷の湛水池のプールはカモの絶好のすみかになるのではないかと、カモが増えるのではないかと心配をされております。この件の実態はどのように把握されているのかお尋ねいたします。

○吉村 浩農業振興課長

カモにつきましては、いろんな種類がございますけれども、基本的には日本と海外とを移動する渡り鳥でございます。夏の間はシベリアで、冬は日本や東南アジア等で過ごして、一定のすみかを持たないことで知られております。毎年本町にも飛来してきており、麦やレンコンなどの食害がありまして、担当課としても頭を痛めているところです。今年度も既に町内に飛来しており、例年滞留場所となっている六角川にも数多くのカモが見受けられるところです。

御質問の湛水池につきまして、地元の猟友会の会員さんのほうにお話を伺いました。現場については、一部が管理道路として整備されヨシなどの伐採が行われているということで、遊びには来るかもしれないけれども、今のところ茂みが少ない状態なので、身を隠しにくいためにカモのすみかになる可能性は低いのではないかとというような御見解をいただいたところです。

以上です。

○吉岡正博議員

カモのすみかになる可能性は少ないというお話ですので、それについては安心いたしまして、住民の方にもそういう御説明をしたいと思います。

それでは、小項目の3番目です。

湛水池は、ウイルスを感染させる蚊の発生源になるのではないかと心配も聞きます。この件は、住民の方から最初に質問のあった令和5年3月に、建設課から国に確認をしていただきました。そのときの回答は、湛水池の水は塩分濃度があるので、蚊、ボウフラは発生しない、他の同様の施設でも発生していないとの回答で、一安心いたしました。

この旨を心配された方にお伝えいたしましたら、新たな確認です。蚊、ボウフラは現状では発生しないかもしれないけれども、蚊も耐性や抵抗力を持っていく。また、人や物の国際化や気温の上昇、熱帯化の中で、新たな種類の蚊の発生も考えられる。定期的に蚊の発生状況を観察し、感染症が発生した場合に速やかな対応ができるよう町としても確認してほしいという内容です。改めて、六角川の湛水池に蚊、ボウフラが発生していないかの客観的観察を国または佐賀県に求めていたほうがよいのではないかと思います、お尋ねをいたします。

○土井 一生活環境課長

六角川は、有明海の潮の満ち引きの影響を受けまして、毎日2回満潮時には上流まで海水が流入しておりまして、湛水池のほうには塩分を含んだ水がたまっております。塩分を含んだ水でも生息できるボウフラの種類ですが、トウゴウヤブカという種類だけが確認されているようです。日本で多く発生している代表的な蚊の種類といたしましては、ヒトスジシマカやアカイエカ、それとチカイエカという3種類で、これらの幼虫につきましてのボウフラは淡水でしか生息できません。仮に塩水でも生息できるトウゴウヤブカが湛水池に産卵したといたしましても、その卵はボウフラになる前に川のほうへ流されてしまい、湛水池で大量に発生することは極めて考えにくいと思っておりますけれども、念のために蚊の活動が活発になる来年の初夏あたりに六角川を管理する国交省朝日出張所のほうにボウフラの発生状況の確認を依頼いたしまして、万が一大量発生してるようであれば、対策を検討いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

1種類だけなんでしょうけど、蚊の発生は現状においてもするわけですね。うなずかれましたので、そういう話だと思います。そこは非常に気になるところなんですけれども、その流れでなんですけど、最後に4項目めになりますけども、万が一蚊により未知の感染症が生じた場合に対応は可能かです。

新型コロナウイルス感染症の発生当時は、原因や対策が分からず、世界は混乱いたしました。私の経験でも、町内の小・中学校で発生した場合は、学校運営や児童・生

徒の人権をどうやって守るのか、また消毒の仕方はどうするのか、白い防護服を着て噴霧器を持って校舎を消毒するのは誰がするのかというようなことで、経験がなく混乱いたしました。今から考えますと、過剰な対応だったかと思います。当時は未知、未経験の感染症ということで、白石町でも混乱をしたところです。

そこで、万が一六角川河川敷の湛水池が原因で蚊が発生し、これまで経験のない感染症が発生した場合に、六角川周辺の医療機関が原因を速やかに特定できるような事前の情報共有、また佐賀県の防疫体制が速やかにできることを白石町は確認しておく必要があると考えますが、できているでしょうか、お尋ねです。

○木須英喜保健福祉課長

厚生労働省において、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針というものが平成27年に策定をされまして、平成28年、令和3年に一部改正をされております。この中で、国は国内感染症例が発生した場合に備え、人及び媒介蚊についての積極的疫学調査等に関する手引を作成し、都道府県等は当該の手引を踏まえまして、平常時から国内発生時までの具体的な行動計画等を整備することというふうになっております。佐賀県では、令和6年3月に感染症予防計画を策定をされております。

国内発生時の対応といたしましては、蚊媒介感染症の国内感染症例が発生した場合、まず当該症例が発生した市町村、都道府県等及び国の間で迅速に情報共有を行うとともに、必要に応じまして住民等への注意喚起を実施をいたします。

次に、都道府県等は、国内感染症例については積極的疫学調査を実施をいたしまして、国内で蚊媒介感染症にかかったと推定される場所、推定感染地に関する情報を収集し、国や国立感染症研究所の協力を得つつ、指定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施することというふうになります。これによりまして、推定感染地がある程度特定された場合、蚊媒介感染症の感染が拡大するリスク評価を実施し、一定の区域の立入り制限等を含む媒介蚊の対策を実施することというふうになります。

市町村においては、必要に応じまして、都道府県の指示の下、有効かつ適切な駆除を行います。また、国及び都道府県等は、国立国際医療研究センター、日本医師会等と連携をいたしまして、医療機関に対して国内外での発生、流行状況に関する情報、及びその感染症の診断、治療に関する知見等について積極的に情報提供をするということになります。

蚊媒介感染症については、大規模公園等の同一地点等で感染した国内感染症例が広域に拡散するなど、市町村の区域を越えた一体的な対応を必要とする事例が想定されることから、都道府県は感染症の専門家、医療関係者、保健所等を設置する市、特別区及び市町村の担当者、また蚊の防除を行う事業者等から成る蚊媒介感染症の対策のための会議を設置をいたしまして、地域の実情に応じて開催をされます。いずれにいたしましても、広域的な対応が必要となることから、国、県が主体となり、市町村と情報共有を図りながら協力体制を構築することが重要というふうと考えております。新型コロナウイルス感染症、また鳥インフルエンザ等と同様の対応が必要になるものというふうと考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

答弁にありましたように、国、県が主体で市町村は協力体制を構築するというのであれば、万が一のときに慌てないでいように体制をしておいていただきたいと考えているところです。

以上、住民の方からの要望もあり、質問をいたしました。

では、大項目の2番目、町長の見定める10年先、20年先の社会と対する政策はです。

田島町長は、前回の9月定例議会で溝上良夫議員の質問に対しまして、来年1月の町長選挙に4期目を挑戦する旨の答弁をされました。また、昨年度、読売新聞社が実施しました全国知事市町村アンケート2023で、質問の首長、町長の任期は何期までが妥当と思われるかという質問に、任期は5期までが妥当だと思っていると回答されていますので、これからも白石町を引っ張っていこうという熱意に敬意を表します。

私は、首長、町長は、10年先、20年先の社会変化を見定めて、そこに向かって町の政策、対策を町民に示す必要があります、リーダーシップを取る必要があると考えます。そこで、田島町長に次の質問をさせていただきます。

小項目1、10年先、20年先の社会はどのようになっていると考えられているのか。次に、白石町がその社会に対応するためにどのような政策を示し、リーダーシップを取られるのかをお尋ねしたいと思います。そして最後に、町長は役職が多く、役場不在が多くなる、その対応をお尋ねしたいと思います。

それでは、最初の小項目、町長は10年先、20年先の社会はどのようになっていると考えられているのかです。10年はともかく、20年先はずっと先のように思われますけれども、白石町も平成17年に合併をいたしまして、はや20年がたちます。合併はつい最近のようなんですけれども、もう20年です。田島町長は、これから10年先、20年先の白石町と取り巻く社会がどのような社会になっていると予想されているのか、お伺いいたします。

○田島健一町長

吉岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

10年先、20年先、白石町が、また社会状況がどのように変化していると予想しているのかという御質問でございますけれども、これにつきましては人口減少と少子・高齢化、この2つが様々な場面で影響してくるものではないかというふうに考えております。国の社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した推計によりますと、本町は今後も人口減少を続け、10年後であります令和17年には1万7,077人、そして20年後、令和27年には1万4,043人と、1万5,000人を割り込むという推計がなされております。

このように人口減少が続きますと、地域や産業の担い手が減り、これまで人が担ってきたことが継続できなくなることや町内の経済規模が縮小することで、地域での生活の維持が困難になる可能性が高くなることが予想されます。しかしながら、そのような状況においても町内の各地域に住民の方々はいらっしゃると思われますので、当然その方々がその地域で住み続けられるように、公共インフラや公共交通の維持、買

物や医療等の生活機能確保など、これらによる社会機能についても継続して維持されていかなければならないというふうに考えております。

いずれにせよ、10年後、20年後どうなっていくかということにつきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、合併して20年間、どのように変わったか、極端な変わり方はしないわけでございますけれども、いろいろと社会情勢、町だけの判断じゃなくて、周りの状況、社会経済状況等々から少しは変わっていくものだというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、人口減少というのは日本全体の話で、また東京一極集中ということで東京圏以外は人口減少になっていきますので、そこら辺を我々は踏まえていかなければならないというのを頭の中にはしっかりとたたき込んでおく必要があるかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほどありました中で一番気になるところが、令和27年には人口が1万4,000人ほどになるということですが、ちょうど合併騒動をした頃は県内で最大の町ということで人口は2万8,000人と言っていたんですが、それが半分になるという数字で、非常に驚くといいますか、考えるところでございます。

それでは、2番目になりますけれども、白石町がその社会に対応するため町長はどのような政策を示しリーダーシップと取られるのか、お尋ねします。

繰り返しになりますが、首長、町長は、10年先、20年先の社会変化を見定めて、そこに向かって町政、対策を町民に示し、リーダーシップを取る必要があると私は考えます。先ほど答弁いただきました先のこと、10年先、20年先の社会に向けてどのような政策、対策を町民に示されるのか、お伺いをいたします。

○田島健一町長

先ほどの答弁で少しお話をいたしましたけれども、人口減少が続いていても、町内の各地域には住民の方はいらっしゃいます。まずは、その方々がその地域で住み続けていただけるように、笑顔で元気に暮らせる豊かなまちづくり、このことを念頭に町政を進めてまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、第1に、町の活性化を図るということでございます。

その中の1つ目、町内の農林水産業及び商工業の後継者の育成、確保、そして企業誘致などによる地域産業を支える人材の確保と雇用の場の創出。2つ目は、移住・定住の促進、観光を通じた地域振興などによる町への人の流れの創出。3つ目、少子化対策や子育てサポートによる結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる環境の創出。4つ目といたしまして、参加と協働のまちづくりによる地域を盛り上げる場の創出。これらを行いながら、子どもから大人までの人づくりに取り組むとともに、町内産品ブランドの確立や新たな産物の創出と6次産業化の推進、基盤整備の実施などによる農林水産業、商工業の振興に取り組むことで、町の活性化を図ってまいりたいと考えております。

第2に、町の安全を図るということをございます。

集中豪雨による土砂災害や冠水被害などの自然災害に備える防災・減災対策、及び国土強靱化に関する施策に取り組み、災害に強いまちを目指していきます。また、誰もが安心できる交通安全対策や防犯対策、環境対策にも取り組み、安全・安心なまちを目指してまいります。

以上のような取り組みを行いながら、町内外の方から居住地として選んでいただけるような、笑顔で元気に暮らせる豊かな白石町を目指していきたくと考えております。以上でございます。

○吉岡正博議員

答弁いただきました内容に御質問をさせていただきたいと思いますが、メモが間違えていたらすみません。

まず、答弁の1番目にありました地域産業を支える人材と雇用の場の創出についてお尋ねなんです。従来、国の農業政策は、生産性重視、兼業農家、小規模農家向きではなかったと私は考えております。兼業農家の減少は、農地のある白石町に住む必要はなくなりますので、人口流出を生んでしまって、農地保全が低下すると考えます。しかし、今年度の農業基本法の改正で、農業振興と農地保全の視点から強化されたと思っておりますが、今後の白石町農業にどのような影響を予想されまして農業政策の変更を示されるのかお尋ねをいたします。

○田島健一町長

農業基本法の改正で、白石町への影響、そして政策への変更を示されるのかという御質問でございます。

食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶり、25年ぶりの今年5月29日に改正法が成立をいたしました。将来にわたって食料を安定的に確保できるか国内外で不安が高まっていること、さらに日本の食料自給率の低迷、農業者、農地の減少、農業経営の危機感などが成立を後押ししたものであります。そこで、この改正法においては、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的発展、農村の振興を新たな4本柱とされております。この法では、5年ごとに食料・農業・農村基本計画を策定することとされており、不肖私も策定する政策審議会臨時委員として任命されているところでございます。

基本計画は、今年度末の3月までに出来上がるよう審議会を進めておられます。このようなことから、この基本法、基本計画に絡む施策等については、その後白石町においても、具体的には4月以降になろうかというふうに思います。私は、先ほど言いましたように委員としていろんな資料も頂いております。それは役場内でも共有しておりまして、後れを取らないよう取り組んでまいり所存でございます。

いずれにしても、農業を取り巻く環境は、先ほど言いましたように、農業基本法も25年間変わらなかったということをございただきました。そういうことで、農業者の方も農地を持っていらっしゃる非農家といいますか地主さんたちもどうなるやろうかということをございただきましたので、この法律の改正でより具体的に先が

見えてくるんじゃないかなというふうに思っております。私も既に4回、5回会議に出席しておりますので、地元の実情ということ、白石町のことだけのみならず、全国のこと、農業者のこととして代表して発言をさせていただいてるところでございます。

再度になりますけれども、佐賀県の中でも白石町は農業の町、先駆的な役割を取っていただいておりますので、この法の改正後においても佐賀県の中でもリーダーシップを取っていただけるように、私も後押しをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○吉岡正博議員

今回の農業基本法の改正は、私は白石町にとってはプラスだと思いますので、生かしていただきたいと思っております。

次に、答弁の2番目にありました町への人の流れの創出についてお尋ねです。

田島町長のときに道の駅しろいしの開業、有明海沿岸道路の福富インターまでの開通と周辺整備、ふくどみマイランドのトイレや遊具の更新、そしてホームセンターナフコが福富インター近くに開業するなど、白石町の東の入り口が整備をされました。これからは西のほう、白石地域や有明地域へその恩恵が及ぶように人の流れをつくる政策を期待いたしますが、どのような政策を示されるのかお伺いいたします。

○田島健一町長

人の流れの創出、その政策はとの御質問でございます。

私はこれまで白石への人の流れをつくるということに取り組んできました。これには、交流人口を増やしていくということと定住人口を増やしていくということがあるのかというふうに思います。

まず、交流人口を増やすということにつきましては、観光地等への誘導やイベントを開催していくことであろうかというふうに思います。また、道の駅しろいしが令和元年6月にオープンしてからは、交流人口は一気に増加していると思います。年間80万人とも言われておりますので、この方々を町内一円の史跡、景勝地、遊び場、また飲食店などへ誘導できたらというふうに思います。最近はSNS等による情報発信による効果が大きいと聞いております。今後これらの活用を促していきたいというふうに思います。

定住促進につきましても、いろいろな取り組みを行っておりますが、先ほどの交流人口、白石に来られた方が白石はよかね、白石に住みたかねとだけ思っただけのような取り組みも必要になるかというふうに思います。町民全体でこれは行っていくべきかというふうにも思います。まずは、私は地域ごと、例えば現在須古地区や六角地区で活動をしていただいている地域づくり協議会というのがあるわけでございますけれども、この中で特に私がうれしく思っているのは、須古地域の運営においていろんな取り組みを目指していらっしゃいます。子どもから大人まで、また防災についてもいろいろな取り組みをされております。こういうことを外に出していくことによって、何々地区は住みやすかごたあねというようなことにつながっていくんじゃないかなと

いうふうに思いますので、今はまだまだ須古地区と六角地区だけでございますけども、これを全町的につくって行って、人口減少の歯止めにもしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

ただいま須古地区と六角地区の地域づくりを御評価いただきまして、ありがとうございます。

それから、先ほどの答弁の中にも定住人口の問題がございました。そして、最初の項目の中にも結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる環境の創出についてという項目がありましたので、それについて伺いをいたします。

白石町の出生数は、平成25年度ぐらいからそれまでの年間200人前後から150人前後と急激に減少しております。時を同じくして平成25年度は田島町長の1期目のスタートですが、スタートされた頃にどのようにこの人口減を認識されていたのか、まずお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

ただいま議員のほうからも言われましたように、私は平成25年から町長に就かせていただいておりますけども、その当時は減っているなという思いがございました。それで、振り返ってそのときを見たときに、2000年代に入ってから大きな急降下はございませんでしたけども、ずっと若干の変動といいますか、減少があってるなという思いでございました。これは私もスタートしたときから人口減少をストップさせなければいけないということでいろいろな施策を取らせていただいたところでございますけれども、その中でも出生ということもありますけれども、子育て支援策等々にも力を入れて取り組んできたところでございまして、今議員からもどのように認識していたかという御質問でございましたけども、最初はそうでもなかと思ったけど、私になってからもずっと減っていったので、これはいかんということでいろいろ取り組ませていただいたということで、現在に至っているところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

今町長の答弁にこれはいかんというお言葉がありましたけれども、まさにそうだなと思っております。これはいかんと私も思っているところです。

これはいかんの話なんですけど、昨年度9月議会の一般質問で私は令和4年度の出生数が白石町は100人を切ったということ、そして人口が半分以下の江北町の出生数よりも下回ったことにびっくりして、質問をいたしました。その後、令和5年度も100人を下回りまして、ちょうど今表が出ておりますけれども、99人。令和6年度、今年度ですけれども、9月末の時点で出生数は42人ということですので、倍にしまして今年の年間を推計すると84人ということになりまして、令和6年度の出生予想は今年度は90人も下回るといって状況になっております。現在の白石中学校の1学年が大体

150人から180人台ですので、20年後を待たずに15年後には生徒数が半分になるという状況でございます。これは先ほど町長がこれはいかんとおっしゃいましたが、私も予想以上の減少にびっくりしております。

9月の一般質問でも申し上げましたけれども、白石町の出生数が急激に減少するのは、統計的に国勢調査を見ましても子育て世代の流出というのが原因だと私は考えております。田島町長も町長就任前は白石町を出ておられたということですので、白石町から住民が流出する理由を体験からどのように考えられて対策を示されるのかお伺いいたします。

○田島健一町長

町民が流出する原因をどのように考え対策を示されるのかということでございます。

総務省が行っている調査、住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査を見ますと、これは令和3年から5年までの3箇年の合計の数値でございますけれども、転出が多い年齢層は、男女共に20歳から24歳が最も多く、2番目がこれも男女共に25歳から29歳となっており、続いて30歳から34歳、15歳から19歳代というふうになっております。この結果などから、原因は進学や就職、結婚等を機に転出されている方が多いのではないかと考えております。

一方で、30歳から34歳につきましては、確かに転入より転出が上回っておりますけれども、35歳から39歳、40歳から44歳の年齢層につきましては、転入のほうが転出を上回っております。加えて0歳から小学校の低学年に当たる9歳につきましては転入が転出を上回っていることから、若い子育て世代は転出より転入が上回っていると思っております。このことは、近年実施させていただいております子育て支援策や住宅取得支援策といった移住・定住支援策の効果が徐々に現れてきているのではないかと考えているところでございます。

今後の対策はどのこととさせていただきますけれども、現時点で具体的なことは申せませんが、移住・定住支援策は大変本町にとって効果的ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○吉岡正博議員

以前の答弁にも、子育て世代といいますか、子どもが小学校に上がるくらいには戻ってくる子どもさんもおいでになるというお話でございましたので、そこは非常にありがたいと思っておりますし、そこは今からも強化をしていただきたいと思います。

ただ、石破総理大臣もおっしゃっていますが、地方の人口問題というのは20年ぐらいかかるとの発言が数日前にあっておりました。そういうこともありますので、今後長い取り組みが必要だと思っております。ただ、最終的な結論から申しまして、学校の児童・生徒数が減っているという現状がございますので、そこは非常に気になるところでございます。

そこで、答弁の4番目にありました地域を盛り上げる場の創出についてお伺いいた

します。

2年後に有明地域の3小学校、6年後に白石地域の4小学校が廃校となります。その施設、跡地の活用方法の検討はどう考えられておられるのでしょうか。福富小学校は存続ですし、旧福富中学校は既に決定されました。今後は白石、有明の小学校跡地を検討する必要がありますが、7校の跡地が一挙に出てまいります。11月に議会の文教厚生常任委員会で高知県の廃校跡地利用の視察をしてきました。小学校跡が水族館や宿泊施設、それからホビー館として活用してありましたけれども、運営に人を得ることが成功の秘訣を感じました。地域の意見を聞くことはもちろんですが、町長がリーダーシップを持って、プロフェッショナルを入れて早期に総合的に検討する必要を感じたところですが、いかがでございましょうか。

○田島健一町長

学校再編後の施設や跡地の利用については、各課が連携し、既に検討を開始をいたしております。現在、現状での行政の需要としてはどのような活用方法があるか、最終の取りまとめ段階に入っております。活用方法につきましては、多様な使い方があろうと思いますが、まずは行政需要を取りまとめた上で民間活用についても模索してまいります。また、学校ごとに施設や用地の現状がそれぞれ異なりますので、施設の一部利用を含め、できるところから順次、早期の利活用が進められるよう協議を行い、速やかに調整を進めてまいります。

このようなことから、令和7年度当初より民間事業者による事業提案型の公募を行うこととし、内部検討、あるいは地域からの意見聴取と並行して、民間の活用に関する協議も進めていく予定としております。そのような中で、私の意思決定は非常に重要となってくるものと認識しておりますので、役割を担いながら先導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○吉岡正博議員

今の町長の答弁で非常に私の頭に残ったのが、民間の活用ということ、それから町長の意思決定が非常に重要になるということでございます。そこは非常に頭に今答弁として残りましたので、そこをひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

個別の事項につきまして一つ一つ丁寧に御答弁をいただきまして、恐縮でした。

さて、先月22日の町長選挙立候補予定者説明会は、田島町長の関係の出席のみで、町長選挙は無投票と言われております。無投票となれば、選挙公報が発行されず、町民が田島町長の公約を目、耳にする機会が減ります。

そこでお尋ねなんですけど、4年前に田島健一後援会討議資料というのがありまして、今回はこれを変更されるのでしょうか。あるとしたら、どのような点を盛り込まれるのか、強調されるのか、お伺いをしたいと思っております。

○田島健一町長

先ほどお示しをいただきました4年前の後援会討議資料、これの変更はあるのかと

いう御質問でございます。

私は、1期目より笑顔で元気に暮らせる豊かなまちをつくっていきますといたしております。私は、町を元気づける、活性化させるには、人とその産業をしっかりさせていくということが重要だと信じております。民間組織の人口戦略会議が今年4月24日に、白石町は県下で3番目に高い消滅可能性都市と公表されました。推計根拠に問題ありと思えますけれども、人口減少ということは、白石町としても大きな悩み、問題であります。しかし、全国的にも人口減少は避けられそうになく、現実問題として受け止めながらも人口減少を少しでも抑えられるよう、人口減少対策にこれまで以上に力を入れることを申し上げたいというふうに思います。

本町の基幹産業は農業であります。このことから、先ほども申し上げましたが、食料・農業・農村基本法の4本の基本理念がございまして、その中心に国民一人一人の食料安全保障というものが位置づけされております。このようなことから、基本法及び基本計画に絡む施策には積極的に取り組んでいくということを新たな討議資料の中には組み入れていきたいというふうに思っているところでございまして、全体的な討議資料としては、4年前でございまして、私もそのときは10年先、20年先を見据えてということで作っておりましたので、4年過ぎたからといってがらっと変わるわけじゃなくて、変わるのは今の消滅可能性都市が言われたということと農業基本法が変わったところをしっかりと組み入れていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○吉岡正博議員

これがまたできましたら私も参考にさせていただきたいですので、写真は変えられるかどうかは知りませんが、頂きたいと思っております。

それでは、最後の小項目ですけれども、3番目ですが、町長は役職が多く、役場不在になることが多くなると、その対応はです。

田島町長は、9月議会の答弁によれば、役職が佐賀県町村会会長で全国町村会の会長代行、佐賀県土地改良事業団体連合会の会長、国民健康保険中央会の副会長など、全国レベルの多くの役職をされております。これは先ほど町長もおっしゃいましたけれども、白石町の発言や発信、そしていち早く全国レベルの情報を知り得る立場になっておられます。これは白石町にとってはありがたいことだと思っております。

一方で、県外に行かれることが多くなりまして、町政に滞りが生じないか心配するところです。私が職員駆け出しの頃、旧白石町ですけれども、稲富康信町長の役職が多くて、町長に説明や指示を仰ぐ時間が限られておりまして、朝駆け夜駆け、朝8時に自宅に伺って説明をしたり印鑑をもらうということがありました。今は当時の昭和と違って通信機器が便利になっておりますので対応がいろいろあると思いますが、町長の多忙によりまして町政のスケジュールや業務遂行に支障が生じないよう、どのように対応をされているのかお伺いいたします。

これは御本人よりも副町長か総務課長、いかがでしょうか。

○中村政文総務課長

私のほうから回答させていただきます。

多くの役職を兼任されております田島町長は、様々な会議等への出席のため、出張の期間が長くなれることもございます。しかしながら、年間を通して総務課と各課で町長のスケジュールの調整を密に行いまして、会議やイベントの開催など町政が滞らないように対応しておりますので、業務遂行に支障が生じるようなことはあっておりません。なお、時期的に行事等が重なって田島町長の出席が困難な場合には、副町長や担当課長等が代理出席をするなどの対応を行っているというところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

住民の方は、結構佐賀新聞の首長の動向というのを見ておられまして、非常に町長が東京ばかり行きよるのうという話もございます。それから、何か行事があるときには町長が出席していたかどうかというのを非常に気にされておまして、注目される場所ですが、そこをうまく対応をして、これは町長ばかりに求めてはいけないと思うんです。私はサポートをする体制をつくる必要があると思っているところでございます。

田島町長のお人柄は、私も元部下でございますので、ここにありますように笑顔ということが書いてありますが、非常に存じ上げております。私が係長のときは、誰か私の肩をもんでくれる人がいたもんで、誰かなと思ったら、後ろを振り向いたら町長さんやったということもございましたので、非常に親しみのある町長さんだと思っております。ただ、親しみやすさに加えて先見の明とリーダーシップを発揮されることを希望し、この質問は終わります。

以上で私の一般質問を終わります。傍聴をはじめ、情報提供など、皆さんありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡正博議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時35分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員の発言を許します。

○前田弘次郎議員

議長の許可を得ましたので、議員12年目、最後の一般質問となります。

今回は大きく2項目について質問をします。1項目めは通学路の安全性、2項目めが白石町の将来ということで質問をさせていただきます。

ではまず、①の中学校の幹線通学路について。

新しい学校づくり準備委員会で協議がされた協議第22号別添資料1の中の2、幹線通学路について、幹線通学路は歩道のある道路、または交通量が少ない道路で安全性が高い路線を選定しておりますとありますが、廻里津の国道を通学路に選定してあります。どこが歩道のある道路、または交通量が少ない道路で安全性が高い路線を選定したんでしょうか、お伺いします。

また、通学路設定の考え方に、国・県道は原則として歩道がないところを通らないとありますが、原則を詳しくお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

新白石中学校の通学路については、旧3中学校の通学路も考慮しながら考えられる路線を比較検討し、新しい学校づくり準備委員会で選定をしております。議員おっしゃいます廻里津商店街の前の国道207号につきましては、ほかの路線との比較検討も行っておりますが、有明中学校の幹線道路に指定されていること、歩道はありませんが比較的路肩が広いことなどの理由から通学路として選定し、保護者説明を行っております。

国・県道は原則として歩道がないところは通らないという点については、自宅の位置によってはどうしても通らざるを得ないところがあること、また廻里津商店街のところも考慮して原則としております。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、2枚目の令和5年10月12日の会議録5ページに、事務局から今国道のところは検討をしております、国道は歩道が狭く、またガソリンスタンド等もあるということで、今現在はここを通らないで廿治大井線のほうを通るルートを考えているところだとあります。ガソリンスタンド等もあるということとありますが、ほかにもガソリンスタンドを通るところはありますが、そこと何が違うのかお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

新通学路につきましては、大きな整備がなかなか難しい中で、現状の道路状況を比較しながら検討を行っております。議事録の中の中学校南側のJAガソリンスタンドの件に関しましては、歩道が狭く、かつJAさが白石支所前交差点に生徒たちが十分に待機できるスペースがなく、待機のために歩道内に長蛇の列が生じ、ガソリンスタンドへの車の出入りと重なり危険であることから、道路拡幅を行っております町道廿治大井線を通り中学校西門から入ることがよいのではないかとというところで検討を行ったところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

私もこの資料を見たとき、ガソリンスタンドのところを通るということで、今答弁

にもありましたけど、ガソリンスタンドの危険性ということを書いているのかということと今回質問をしたところなんです。答弁のほうでそういうことではないということですが、ほかにもガソリンスタンドを通る通学路はあると思いますので、今後もその辺をしっかりと注意をしていただきたいと思います。

では次に、委員から有明方面はここを通るしかなく相当に危険かなと思いますと聞かれて、また今後も御意見を聞きながら検討していくことになると思いますと答えてらっしゃいますが、何を検討されたのかお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

委員の御意見は、町道廿治大井線の工事中に生徒たちが通るのは危険ではないかというところのこととございます。工事期間中に安全に生徒たちを通すことができるのかと、建設課と検討を行いました。検討の結果、登下校時に生徒を安全に通しながらの施工は可能ということで、そこを通学することとしております。ただし、工事内容によってはどうしても通すことができない機会があることも想定されますが、学校、施工業者と連携を図りながら安全な通学に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○前田弘次郎議員

この場所は、建設課長さんにも御相談をしたところですけど、なかなか工事が今進んでいないというか、ちょっと遅れてるというような状況でもあります。ですが、どうしても国道を通らないで、そこを通るのが一番安全的には確保できると思いますので、ぜひ早く通行ができるような形をお願いして、次に行きます。

小学校の幹線通学路について、新しい学校づくり準備委員会の協議第15号の協議の中で、委員から自家用車の通行に制限をかけるなどの検討もしてほしいと思いますとあります。恐らく歩道等を設けるのは難しいと思いますともあります。次に、資料2の今後の検討、頭の中に入れていく問題だと思っていますとありますが、まず前回に検討してほしいとありますが、検討しなかった理由をお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

委員からの御質問があった路線は、ふれあい郷から北へ向かい戸ケ里公民館前を通る道路を中心といたしました戸ケ里集落内の道路で、ゾーン30とかの検討は具体的にされているのかというものでございました。この道路は、抜け道としての利用はあまりなく、地元の方の利用が多い生活道路であり、スピードを出す車は少ないと認識しております。また、通行規制については、警察や道路管理者、地域との協議、調整が必要となってまいりますので、十分に交通状況等を把握しながら検討しなければならないと考えており、検討までの段階に至っておりませんでした。

以上です。

○前田弘次郎議員

この質問をされた方は保護者の方だと思いますので、保護者の方たちが自分たちで

考えて、ここが危険ですよということをされてますので、十分こういうところはその保護者の子どもたちが通るところを危険ということで感じられて30キロにできないかとかなんとかかされてますので、しっかりこの辺は検討をしていただきたいと思います。

では次に、頭の中に入れていく問題ということですが、問題の答えをお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

この件につきましては、毎年通学路点検を行うなど、通学路の安全対策について確認、検討を行っているところです。この路線に限らず、危険箇所については頭に入れて、警察、道路管理者と連携しながら検討していかなければならないと考えております。ゾーン30や先日閣議決定されました道路交通法施行令の改正による生活道路の30キロ規制も対策の一つとして、先ほど申したとおり、車や通学の状況を見ながら検討していく問題だと思っております。生活道路の30キロ規制は令和8年9月からの実施となりますが、通学路の安全対策として有効でありますので、注視していくとともに、関係機関と連携して周知徹底を行っていくことが重要だと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

では次は、③の中学生の幹線通学路の中で、廻里津商店街は安全で、小学生の幹線通学路ではバツがついています。これは危険だから通らないとのことでよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

廻里津商店街のところの国道207号は、先ほども答弁をしましたとおり、有明中学校の通学路として指定されておりますが、有明西小学校の通学路としては指定されておられません。この大きな要因の一つとして、中学生と小学生、つまり多くの自転車と歩行者が同時に通行することが危険であるということが挙げられます。今回新しい学校づくり準備委員会でもこのことを大きな問題として捉え、ここについては中学生と小学生の動線は分けるべきとして、小学生は通らないこととしております。

また、中学生と小学生の判断力や対応能力の差というのもあろうかと思えます。単に中学生は安全で小学生は危険であるということではありません。建物の状況や予算の関係もあり、絶対安全な通学路整備というのは現実的には難しい面もございますが、このような中で小学校も中学校も複数路線を比較しながら通学路の検討を行ったところですが、実際の通学状況を見ながらよりよい通学路となるよう、これからも常に検討、改善をしていかなければなりません。

中学生は自分で安全性について判断できる力を持っていると思います。示している通学路は推奨ルートであり、絶対にここを通らなければならないということではなく、子どもたちが、また親子で安全性や効率性を考えて、提案する通学路以外を通っていることもあろうと思われれます。このような状況ですが、子どもたちや保護者、地域の

方などから御意見がありましたら検討を行い、場合によっては通学路の変更もあり得るものと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

歩行者は右側通行、自転車は左側ですよね。それで、要するに道路では重なるというので私は危険性が増すんじゃないかというようなことで、今回この質問をしております。

では次に、廻里津商店街については、答弁のとおり、私も中学生と小学生の離合を避けるために分けられたのかという思いはしておりました。それでは、例えば戸ケ里の集落の中を通るふれあい郷から旧444号に抜ける道などは、道幅も狭く、中学生も小学生も通ると思われるが、そのような箇所はどのような対策を取られるのかお伺いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり課長

先ほども申しましたが、通学路の選定には、より安全な箇所を選定するために複数路線や通行パターンを検討しているところでございます。廻里津商店街のように別の道を通って中学生と小学生の離合を避ける対策が取れるところは、通学路を別々に分けることで安全を確保したいと思っております。しかし、道路はそういうところばかりではございませんので、議員がおっしゃるような箇所もあります。安全と思われる道を選定しておりますが、その中でも注意が必要な箇所などについては、地域やPTA、警察と連携協力し、交差点などでの立哨指導などによる注意喚起など、人的な対策が必要であると思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今回12月議会で幹線道路について一般質問をしましたが、実は9月議会でも私は幹線道路について一般質問をしております。その中で、質問を終わって答弁をもらった次の日、このホームページを見て、今までの準備委員会の資料を見ていく中で、いろんな疑問点があったから今回その質問をしてきました。例えば小学校でバツがついていたというのは、ぱっと見た目では、中学生はここを通ってるのにバツがついてるといのはなぜかということで、今回質問をさせていただきました。

これはとにかく子どもたちが安全・安心して通学ができるということで、親御さんもこれは安心されるということです。その分には、やっぱり新しい学校づくり課が通学路の安全をしっかりと自分たちで白石町の子どもたちの安全を守るんだという気持ちの下で、しっかり今後も頑張っていたいただきたいと思います。

では、最後に教育長にお伺いします。

教育長におかれては、令和6年4月開校の白石中学校、令和8年4月開校予定の有明小学校、令和12年4月開校予定の白石地域小学校と町内の統廃合に御尽力いただきまして、ありがとうございました。

ここで、教育長の思いをお伺いしたいと思います。統廃合に対しての思いをよろしくお願いします。

○北村喜久次教育長

統廃合についての思いということですが、思えば7年前のこの会で、文教厚生常任委員長の草場議員のほうから代表質問をお受けいたしました。そこから学校再編が動き出したように思います。それ以来、挙げたら切りがないんですけども、1年間12回に及ぶ統合再編会議、それから11回にわたる住民説明会、それから12回にわたる新設中学校の準備委員会等々、いろんなことを経て、本年4月、新しい中学校の開校を迎えたわけで、今思えば本当に走馬灯のように思います。よくぞここまで来られたなという思いでいっぱいあります。

この間、関わっていただきました審議員の皆様、あるいは準備委員会の皆様はもちろんのことですが、何よりこの間しっかりと支えていただいた田島町長、それから前にいらっしゃる議員の皆様、本当に感謝に堪えない思いです。

そして、何より、粛々と事を進めていただいた担当課長ほか事務局職員の使命感にあふれる献身的な頑張りについては、改めて役場職員の力強いチーム力を感じて、本当に心から敬服をしております。特に子育て、教育には様々な考えがあります。これをよくまとめていただきました。小学校の計画も着々と進めていただいておりますので、開校が楽しみでなりません。

申すまでもないことですが、現在義務教育は非常に厳しい状況と言えます。いざれ国の施策等も変わるとは思いますが、課題山積、正解答が見えない時代だからこそ、地域ごと、学校ごとに模索しながら実践を進めるしかありません。そのために2つのことを願います。

1つは、学校と保護者が立場、役割は違いますが、子育ての対等な当事者として、もっとしっかりと相談、あるいは情報交換がなされるということです。批判や責任転嫁では子どもが迷います。

2つ目に、子どもたちに自信と勇気をとということです。目の前の課題や問題に逃げずに立ち向かう勇気と自信を、たとえ失敗しても立ち直ってくる勇気と自信を。これはレジリエンスという言葉でこれまでも申してまいりました。そのためには、学校でも家庭でも日頃から子どもたちの行動をよく見て、よいところ、我慢しているところ、頑張っているところ、こういったことをしっかり認めて、そのことをきちんと伝えてあげる必要があると思います。

また、過保護は要注意だと思います。特に父性と母性のバランスというのをよく言われますが、現状はどうでしょうか。母性に偏っているというふうには感じておりますけど、皆さん方、いかがでしょうか。

最後になりますけれども、「ひっきゃで育てよう！白石のおおどぼう」という目標を掲げて進めております。この達成に向けて今まで以上に学校、家庭、地域がしっかりと連携して、そのことが一段と進みまして、白石の名産はタマネギ、レンコンばかりじゃないよね、人あるいは子育て、こういうのもあるねというふうになることを心から願っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

ありがとうございました。教育長の思いを聞いて、午前中の吉岡議員の中でもこの10年、20年先の人口減少、少子化、これが進んでいくという中で、白石町ではこういう立派な教育の下で子どもたちを育ててるんだというこの教育長の思いが今後の子育てにも進んでいけば、白石町で子どもを育てようという気持ちが出てくるんじゃないかと思います。ありがとうございました。

では次に、大きい2項目め、白石町の将来ということで書いております。

1つ目に、道の駅しろいしの発展計画と集客対策についてお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

道の駅しろいしは、地域の観光拠点や地元産品PRの発信地としてまだまだ大きな可能性を持っていると考えております。道の駅しろいしにおいて地域の観光拠点や地元産品の発信拠点としてさらに発展をさせ、集客を拡大するために、町といたしましては、道の駅の特色や立地を生かすことができる運営支援が重要かと考えております。

道の駅しろいしへの発展、集客対策といたしまして、まずは地元の新鮮な農産物や季節ごとの特産物をそろえ、町の特産物の魅力発信にも一翼を担っている道の駅しろいしの直売部門への支援を進めております。道の駅におきましては、白石町の特産物であります白石レンコン、白石タマネギなどを生かした新たな加工商品の開発などを行いながら、出荷者と連携して白石平野で生産される野菜や米、その加工品などで直売部門の充実を今後も図っていかれるものと思っております。町といたしましては、その直売部門の運営に欠かせない農産物の供給を担っていただいております出荷者の方々が天候に左右されずスムーズに出荷できるよう、バックヤードの下屋工事の準備を現在進めているところでございます。できるだけ早い時期に整備をいたしまして、出荷者の支援につながればと考えております。

また、それ以外にも、以前より議会でも御質問があっておりました道の駅の2階レストランと併設をしております展望デッキの有効活用に向けた検討でございます。道の駅2階のレストランにおいても、地元の食材を使った新しいメニューの開発なども検討され、レストラン部門の充実が今後図られるものと思っております。それと併せて、今後白石平野が一望できる2階の展望デッキの活用をすることは、道の駅2階のレストランを含む道の駅しろいしへの集客対策といたしましても大変有効であると考えております。町といたしましても、今後道の駅と協議をしながら2階展望デッキの活用を検討してまいりたいと考えてます。

最後に、道の駅しろいしへの集客対策といたしまして、デジタルを活用した広報PRの対策も重要かと考えております。道の駅では、今年10月末にホームページのリニューアルを行っております。ホームページの内容の充実への取り組みを開始をいたしております。今後は、なお一層イベント情報や季節ごとのお勧め商品などの発信に取り組んでいく予定でございます。あわせて、インスタグラムなどのSNSなどを活用しながら、若い世代へも道の駅をアピールしていければと思っております。

道の駅しろいしにおいて白石町の特産物を最大限に活用する上で、季節ごとに直売部門と連携したスイートコーン祭りや収穫祭など、来訪者を継続的に引きつける定期的なイベントを今後も充実させていくことで、道の駅しろいしを地域の観光拠点や特産品の発信拠点として今後成長させることは可能であると考えております。今後も来訪者や観光客だけでなく、町内の若者からシニア層に至るまで幅広い町民からも愛される施設にさらになっていくように、町としても道の駅しろいしの運営サポートを今後も頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今商工観光課長から答弁をいただいたんですけど、実は先日商工観光課長と須古歴史観光のことで名護屋城のほうに行く予定があって、たまたま途中の道の駅に寄ってちょっと課長さんとお話をしたんです。

道の駅しろいしは、町長が地元産じゃなければいかんということで、よそを入れないということでした。しっかりこれを最初に言われたときに、私はこれで本当に道の駅は大丈夫かなというような心配をしてました。それで、今回これまで出荷者協議会の方々の協力があって、町長がこう言いよるとやけんが、それでとにかく出荷者協議会もしっかり頑張っていこうということで、今現在になってると思います。そこは、約3分の1ぐらいは町外の品物があったんですよね。それで、どうしても売行きがあんまりよくないのかは分かりませんが、そういうことを課長さんとお話をして、白石町は最初、再度言いますが、本当に町内産しか売らんというこの町長の気持ちが町民の方にも理解をしていただき、今回出荷をしていただいて、今の売上げがあると思うんです。町長、町民の方に感謝してください。町民の方がこれを納得できないと、この売上げまではいかなかったはずなんです。

ですので、この道の駅のことにしましては私もいろいろ質問をしておりますが、先ほど言われたレストランとテラスということですけど、先日レストランにも食事に行っただけですけど、今は若い男性の方が2名されてる。今従業員が結構いないから休みがあったりしてるんですけど、若い方がお仕事をされてたんですけど、いいなと思って。ただ、このテラスの部分ですね。最初的时候はレストランを通過してテラスに行くしかないということで開放されてたんですけど、それでは衛生的に駄目だということもあって、そこがレストランから出られないような状況になったんですよね。それで、展望デッキが今どこからも入れない状況なんですよね。これで展望デッキの利用ができないというようなことに今現在になってると思うんです。

ですから、外から上がれるような階段とかそういったものをつけて、これもある課長さんと先日カフェのほうに行っただけですけど、そのカフェの方が、あの展望デッキでうちの商品を出せないかというようなことを言われたんですよ。そうですよねと、やっぱりこういうふうにテラスがもったいないということを思われてる方は結構いらっしゃると思いますので、ここはいろいろ問題があるとは思いますが、一日でも早く展望デッキの利用を、副町長、考えてもらってよろしいでしょうか。一言お願いします。

○百武和義副町長

前田議員がおっしゃったように、道の駅しろいしの展望デッキの活用については、本当に一番の課題ということになっております。これまでも町のほうと道の駅と協議しながら、階段による方法、それとあと2階の突き当たりのところから真っすぐデッキに道を作る方法、いろんな方法を検討しました。それで、費用のほうも両方とも数千万円という非常に多くの経費がかかることが分かって、先になかなか進めない状況であります。しかしながら、さっき前田議員がおっしゃったように、これをいち早く何とかしないと、あそこのデッキを使いたいという方がたくさんいらっしゃる中で、本当に早く解決しなければいけないというふうに思っておりますので、できるだけ早く進めてまいりたいと思います。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、道の駅は副町長からも答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしときます。

では次に、町の施設内で借地部分があります。その今後の方針について、どのようにするのかお伺ひいたします。

○久原正好学校教育課長

前田議員御質問の町の借地部分というところについては、福富小学校のプール用地の部分ということで聞いておりますので、また資料請求もあつてございますので、まず資料請求から御説明をいたしたいと思ひます。

福富小学校のプール用地の借地の部分ですが、その概要です。所在地は福富小学校の西側になります。白石町大字福富字北廿治3409番地4。地目は雑種地です。全てプール用地です。そして、面積ですが、673平米です。賃借料は、年間でございますが24万5,000円でございます。それで、契約の更新履歴でありますけど、一番当初です、昭和52年6月17日、最初の契約を20年間いたしております。次に、契約更新として平成9年6月17日、また20年の更新です。その20年が過ぎまして、平成29年6月17日、契約更新、今回は10年ということで更新しております。それで、令和9年6月16日に現契約が満期終了という予定でございます。

それで、福富小学校のプール用地については、先ほど申し上げたとおり昭和52年6月17日から土地所有者と旧福富町の間で土地賃貸借契約を締結しまして、令和9年6月16日で期限を迎えることとなります。よつて、契約期間内にあります令和9年6月分までは契約に伴う賃貸借料を支払うこととなりますが、それ以降の方針でございますけど、今後町としての方針を検討をしていきまして、所有者と協議しながら令和8年度までに決定したいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今説明をいただきました。確かに20年契約、20年契約ということで、次が10年契約ということですが、大分前の話ですけど、今の町長さんはこの契約のことはあんまり知らないと思いますが、私も一応杵島商業高校を出ております、あと2名ほどいらっしゃいますが、ちょっと計算をすると、約20年、20年で40年間なんですね。40年間に24万5,000円を掛けると、40年間で980万円です。980万円の支払い、これは相手の方がいらっしゃるので支払いをしておりますが、この土地を仮に購入したら、多分300万円か400万円ぐらいで購入ができるんじゃないかと、これは推測ですけど、思うんですけど、じゃあ残りの500万円を今まで払ってきてるんですね。これが、要するに私から見れば無駄なようにしか見えないんです。実際購入をすればそこまでお金がかからなかったのを、この契約がずっと続くことによって約半分ぐらいはずっと出してるという状況ですので、このような件が町内にほかにもあるのか私ははっきりは分かりませんが、このようなことは少しでも早く解決をしていかんといかんと思いますけど、副町長、答弁をよろしくお願いします。

○百武和義副町長

この件につきましては、福富地域内の町営住宅用地のほうでも同様の案件がございました。これについては、昨年度契約期間が切れるということに伴って買収をさせていただいたところがございます。これについて、当時の福富町がそういった借地でいくといった方針だったのか、それとも所有者の方の意向なのかということにははっきり分かりませんが、非常に長い期間にわたっていることは確かでございます。先ほど課長のほうから答弁いたしましたように、あと数年で契約期間満了ということになりますので、それまでに所有者の方と町のほうで十分に協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○前田弘次郎議員

すみませんね。福富役場におられたから副町長に聞いてみました。やっぱり前のことですので、40年前といたら副町長は役場にはいらっしゃった。（「入ったばかりです」と呼ぶ者あり）入ったばかりですね。じゃあ、あんまり中身のことまでは詳しくありませんね。分かりました。

では、ここは今後ほかにもあったらこういうところは見直しをするようによろしく願いして、次に観光協会の将来像についてお伺いします。

では、観光協会の将来像について、まず何をやるのかお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

観光協会の将来像についてということで、まず何をやるのかという御質問でございますが、一般社団法人しろいし町観光協会につきましては、令和6年11月12日に設立総会を開催いたしまして、11月21日には法人登記が完了いたしまして、12月1日から役場商工観光課内において業務をスタートされたところでございます。本町は、令和元年6月の道の駅開業、そして令和3年7月の有明海沿岸道路福富インターチェンジ

の開通後、町への来訪者が急激に増えております。道の駅しろいしには年間80万人を超えるお客様方に来ていただいておりますが、GPSを活用した人流データからすると、来訪者は道の駅に集中をし、町内周遊が少なく、経済波及効果は限定的であります。この年間80万人を超えるお客様方を町内の町なかや観光名所へと誘導し、町内全体ににぎわいを創出していくために、観光協会の事業計画を掲げられております。

主な事業といたしましては、まず1番目で地域づくり事業でございます。人流データやホームページ、SNSアクセスデータなどを収集し、白石町独自の観光データを作成し、分析、講評を加え、町内の事業者の方々に公開をしながら活用をしていただくと、そういうことからまず始めていきたいと思っております。

そして、2番目といたしましては、プロモーション事業でございます。魅力収集事業及び情報伝達事業を行い、白石町のファンを増やし、リピーター獲得の仕組みを地域事業者と連携をしながら誘客促進を行いながら、そしてまた周辺自治体や県観光連盟、有明海観光連合などの関係団体とも連携をしながら広域活動も行っていきたいというところでございます。

そして、3番目といたしましては、地域おこし事業でございます。町内の様々なイベントや取り組みに協力、支援を行い、また白石町の地域資源を活用した魅力の創出、磨き上げや地域ガイド活動支援などの支援事業を行ってきたいというところです。

そして最後に、会員のサービス事業。地域一体の観光による地域活性化のため、しろいし町観光協会への興味、関心を高めるサービスを検討しながら会員拡大を図ってきたいというところで、以上のような事業計画を基に、今後は町との連携を深めながら、白石町の観光事業を通して地域経済の健全な発展と町の魅力の向上、地域住民の地域に対する愛着の醸成というところに寄与をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

今課長から答弁もありましたが、この中で会員の拡大を図る事業ということですが、これはほとんど商工会の関係というか、商工会の会員さんが観光協会の会員になっていただくというのが一番ベストかなと私は思っております。それで、商工会のほうに協力をいただいて、今後話なども進めていただきたいと思います。

それと、先ほど言われた道の駅に来られるお客さんをこちらにということで、須古歴史観光の須古城のことは、先ほど内野議員も言われました。将来は須古城のガイドをされるつもりがあられるということで、やっぱりガイドがないといけないということもありますけど、何か内野さんは張り切っていらっしゃるようですので、そういうふうなガイドの育成なども観光協会のほうで取り組んでいただきたいと思います。よろしいですかね。

それで、この観光協会の中身といいますか、どういうことをやるんだということで、課長さんにも先ほど資料をやったんですけど、12月7日に第3回コウノトリ定例会というのがあっております。その広報活動の中に③ということで、しろいし町観光協会への働きかけということが書かれております。そして、ここにコウノトリサブレックッキー、コウノトリのお酒などとありますが、実際このコウノトリサブレックッキーを当

日作ってこられた会員さんがいらっしゃるんですね。それで、コウノトリがくちばしに赤ちゃんを抱えているデザインなんですよ。それで、私がたまたま見て、尾っぽとか、後ろのほうがちよっと黒いから、そこにチョコレートか何かを塗ったらこれはなかなかいいんじゃないですかということで、結構中では話が盛り上がったんですけど、こういうふうなところも。

コウノトリの会というところは、これは大体生涯学習課が担当課になるんですよ、コウノトリの会というその会はですね。ですけど、観光協会も今後つながりができてくると思いますので、この辺はしっかり、これは答弁は結構ですので、しっかり考えていただいて、これを観光協会でも取り組んでいただけるようなことをお願いして、次に行きたいと思います。

では、この観光協会ができたことで、費用対効果は何を求めるのかお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

白石町は、山と平野、川と海といった美しく個性豊かな自然が一体としてそろっている町でございます。この杵島山、白石平野、有明海など豊かな自然、そして須古城跡をはじめ縫ノ池、歴史的、文化的に価値のある神社仏閣など、町内に多数ございます観光名所を積極的に御紹介していただいて、町内観光資源の認知度、魅力度向上に今後観光協会には努めてもらいたいと町としては考えております。

また、データ分析に基づくマーケティングやマネジメント、商工会の方々をはじめとする会員の皆様と今後連携を図りながらイベントやキャンペーンなどを企画をしていただき、誘客機会を創出、そして町内での観光消費額を拡大をさせるということで、観光を通して町内全体に経済波及効果をもたらすことを目指していただきたいと町としては考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今の答弁の中でイベントということでありましたが、実は先日ぺったんこ祭りがあったんですけど、そこで私は同級生の女性の方ですけどお会いして、その方のお姉さんがよそからたまたま帰ってこられて、そのぺったんこ祭りで同級生と会われたと。やっぱりこういうふうなイベントがあるとこういうふうな出会いもあるよねということをおっしゃったので、そういうところもしっかり観光協会のほうでやっていただきたいということを思います。

それと、実はこれも先日さっきお話しした商工観光課長と名護屋城に向かっていくときに、唐津の手前の山本駅やったかな、江北にあるようなコンテナハウスがあったんですね。

次は、このことについて副町長にお伺いしますが、白石町に観光協会はできましたが、町内には宿泊施設が少ないと考えます。学校施設の跡地の利用も考えたときに、学校施設を使った防災機能も備えた宿泊施設を整備する考えがないのか、お伺いいたします。

○百武和義副町長

町内には現在民間のほうで定員4人の宿泊施設が1箇所ございますけども、観光や視察、スポーツ大会、ビジネスなどで本町に来られた方で宿泊される方は、ほとんどの方が町外のホテルなどに宿泊されているのが現状でございます。もちろん防災機能も兼ね備えた宿泊施設が町内にあれば、町の活性化、雇用の創出、地域経済の発展、住民生活の安全・安心につながるものであるということは承知をしておりますけども、まずは道の駅しろいしを訪れていただいております年間80万人を超えるお客様方を今後の観光事業を通じて町内の町なかや観光名所へと誘導し、町内全体ににぎわいと経済波及効果をもたらしていけるよう、観光協会としっかり連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

また、学校施設や跡地の活用につきましては、地域の皆様とも密接に関わってくる問題でもございますので、地域住民の皆様の御意見もしっかりと拝聴しながら今後検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

この宿泊施設のことで質問をしたのは、実は先日、日曜日やったですかね、朝の5時頃ですか、福富のゆうあい館を出発して道の駅を通ったんですね。ちょうど5時頃だと思います。道の駅の駐車場に、私は今まで結構キャンピングカーとかなんとかで宿泊されてるのかなと思ったら、乗用車で宿泊をされて、すごい泊まってらっしゃったんですね。あれを見て、町内に宿泊施設が必要なんだなというのを特に思いました。副町長は福富のほうだから朝5時頃ちょっと一回様子を見に行ってください、どういう状況なのかを。本当に乗用車は日曜日の朝はすごく多いです。これはやっぱり町内にそういうふうなコンテナハウスみたいな宿泊施設があれば、十分そこでお休みをされると。じゃあ、それから日曜日の朝、道の駅で買物をする前にちょっと町内を回ってみようかということにもつながりますので、これは少しでも早く考えをしていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時06分 休憩

14時20分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

重富でございます。

本日の一般質問の最後ということで、皆様お疲れのところでございますけれども、最後までお付き合いよろしくお願ひいたします。

今回通告の内容といたしまして、空のインフラ整備についてということで通告をさせていただいております。先般白石町のマイランド公園の運動場のところで、福富の中にある佐賀東部青果とドローン関連企業のトルビズオンという企業との連携事業ということで、野菜の集荷をドローンで運ぶという実証実験が行われました。その現場に私もどういふもんだらうかということで声がかかったもんですから立会いをして、実際荷物を運び現場まで届けるというような形での実証実験だったんですけれども、現場のほうを見させていただいたところでございます。ただ、こういうことが現実起こってきている時代に入ってきたんだなというようなことが大きな印象でございました。こういうことがこれから起こり得るといふことでの質問といふことで捉えていただければといふことで思っております。

時代の進展とともに徐々に広がりを見せているドローンでございますけれども、農業、物流など様々な分野、産業で活用されていくといふふう注目しているところでございます。ある総合研究所の調査では、2023年度のドローンビジネス市場規模は前年度比23.9%増の3,854億円。これが今後2028年度にはおよそ9,054億円に達するといふふうに見込まれている統計がございます。現在のドローンに係る航空法の概要についての町の認識と町が空路整備に積極的に関わっていくことが必要じゃないかといふようなことを思い、ドローン飛行に関する規制や許認可などの現行の法律等々はどうなっているのか、その概要をお知らせください。

○中村政文総務課長

今現状のドローンの法律等の概要についてということで、私のほうから答弁させていただきます。

ドローンを飛ばす場合には、航空法により重量100グラム以上のドローンにつきましては国土交通省に登録が義務づけられておまして、その飛行については主に航空法と民法、土地所有権の両方を満たす必要があるということになっております。航空法におきましては、1つに空港等の周辺、2つ目に150メートル以上の上空、3つ目に人口集中地区の上空、4番目に緊急用の用務の空域、これらのこの4つの空域のように、航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれのある空域でありますとか、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域におきましてドローン、無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ国土交通大臣の許可を受ける必要がございます。航空法上、これら以外の空域であれば、基本的にはドローンの飛行が可能となっております。

しかしながら、飛行の方法やこの用途によりましては、特定飛行というものに該当するものは国土交通省の承認であるとか操縦に関する国家資格が必要なものもあつて、それぞれ個々のケースに応じて対応する必要がございます。具体的には、夜間での飛行、2つ目に目視外での飛行、また人または物件と30メートル以上の距離を確保できていない飛行、またイベント会場上空での飛行、危険物の輸送を行う飛行、最後に物件の投下を伴う飛行、これらにつきましては事前に国土交通省からの飛行の承

認を受ける必要がございます。

また、民法では、土地所有権の範囲につきまして土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶとされておりまして、所有権が及ぶ土地の空間の範囲は一般に当該土地を所有する者の利益の存する限度とされておりまして、その明確な区分がなされていないために、現行ではその飛行のルートにつきましては全ての土地所有者の同意を得るべきとの考えになっているところです。

以上です。

○重富邦夫議員

今、現在の航空法での規制ルールがどのようになっているのかお聞きをしたところでございます。主だつては、空港等の周辺、また150メートル以上の上空の空域、人口密集地区の上空及び緊急用務の空域。この中のD I D地区と呼ばれる人口集中地区、これは町内に該当する地区はあるのか、ここをお示しいただければと思います。

○中村政文総務課長

町内に人口集中地区に該当する地区はあるのかということですが、人口集中地区、D I D地区でございますけれども、これは5年に一度行われます国勢調査のデータを基に設定をされておりまして、原則として人口密度が高い地域のことでございます。それで、現在本町においては該当する区域というものはございません。

以上です。

○重富邦夫議員

今の答弁だと該当する地域はございませんということでしたが、具体的な数字、例えば何キロ範囲内に何人ぐらいが集まっているところが人口密集地域と呼ばれる地域ですよというような、その具体的な数字を述べていただきたいと思ひます。

○中村政文総務課長

具体的にということでございます。原則として、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区域等が市区町村の境界内で互いに隣接、そしてそれらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域に該当するエリアのことというふうになっております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。1キロ以内に5,000人で、該当する地区はないということですね。まばらに2万1,000人が住んでるとというような捉え方でよろしいのでしょうかね。実際、照らし合わせて見てみないと確たる所はまだ分からないのかなというふうにも感じてるところなんです、続きまして緊急用務空域、これは一体どういうものなのか、この説明をお願いいたします。

○中村政文総務課長

緊急用務空域とはということですが、航空機の安全確保や緊急事態への対応のために一時的に設定される空域のことを指しております。設定におきましては、主に政府機関であるとか航空当局が設定を行います。航空当局といいますのは、国土交通省の航空局のほうでございます。具体的な設定時の例を申し上げますと、大規模な自然災害が発生した場合に救助活動や物資輸送のための航空機を優先した空域を確保する場合であるとか、ドクターヘリや緊急医療航空機が活動するためにほかの航空機の飛行を制限するなどがありまして、必要に応じて迅速に設定をされます。目的が達成されると、解除をされるということとなります。緊急用務空域は、航空法や関連する規制に基づいて設定をされておりまして、航空当局が設定と管理を行っているというところになっています。

以上です。

○重富邦夫議員

緊急用務空域、これはあくまでも大規模的な災害のときに適用されるというような捉え方。例えば町内で一民間の家が火災になったとした場合には、これに該当しないというような認識でよろしいのでしょうか。

○中村政文総務課長

火災時におけるドローンの使用については、先ほど申しました上空150メートル以下で使用するということになれば、関係はないというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。

では、次に航空法の概要の説明の中で、土地所有権のことを触れられました。150メートル以下の空域でドローンを飛ばそうとした場合、民間上空を飛行させてよいかどうか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○中村政文総務課長

先ほど申しあげました航空法におきます特定飛行、夜間での飛行であるとか目視外での飛行とかにおける飛行に該当しない場合は、国土交通省の許可とか承認を得る必要はございませんが、民法上土地の所有権に関しまして、航路上の全ての家屋や土地の所有者の同意が必要であるというふうに考えられます。また、常に人や物件と30メートル以上の距離を確保するという必要があるため、事実上、民家の上空の飛行は困難ではないのかなというふうに思われます。しかしながら、航路上全ての家屋等の所有者の同意を得た上で特定飛行として国交省からの許可、承認があれば可能ではございますが、特定飛行の条件はその機体の性能であるとか操縦者の資格などにも厳格な規定がございますので、かなりハードルが高くなるものではないかというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。

では、このドローンに関しまして現在町内でどのような形で活用がされているのかということで、ぱっと考えてみますと、農業用のドローンであったり防除のヘリであったり、あとは災害用のドローン、こういったことぐらいが活用されているのかなというふうに思っていますが、現在の運用されている状況、ここをお知らせいただければと思います。

○吉村 浩農業振興課長

町内での利用状況ということで、私のほうからは農業でのドローン利用状況についてお答えをいたします。

町内では、主に大体大規模農家だったり集落営農法人、こちらで導入をされております。農業用ドローンの場合は、肥料、農薬の散布ということで、また機体も100グラム以上あるということですので、当然航空法の規制を受けます。その中でも、肥料、農薬は危険物の輸送に当たりまして、また物件を投下するということですから、特定飛行で国土交通省の許可を受けるということで飛行が可能となっております。

また、防除ヘリについてもお尋ねがございましたけれども、この防除ヘリの運用につきましては、一応JAさんのほうにも確認をしておりますが、JAさんは白石地区管内のほうでは無人ヘリを8台保有をされてるようです。無人ヘリコプター部会の55名の方が町内7地区を4人1班編制で防除を行っておられます。これもドローンと同じだと思いますけれども、航空法による機体登録だったり許可申請を行った上で飛ばして、防除を行っておられるということでお聞きをしております。

以上です。

○重富邦夫議員

ドローンの所有者の方々一人一人が許可を得て仕事をされてるんだろうなということではございますけれども、今のところドローンもこの防除のヘリも自分の農地以外の農地でも、結局はその農地で飛ばして一旦納めて次の農地に移動するというような形で、連続的でやっているような形ではないのかなというようなどころもあると思いますけれども、ドローンの活躍は今後まだまだ今からいろいろな機能を備えたドローンが出てくるんだろうというふうにも予測をしますけれども、このドローンの今後、このドローンに支援をしていくというふうな考え方はないのか、そのところをお願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

先ほど申しましたとおり、農業分野でのドローンの利用というのは、どんどん増えていくのではないかなということだと思っております。

本町での支援、補助の実績になりますけれども、令和2年度に強い農業・担い手づ

くり総合支援交付金ということで、これは国庫事業になりますけれども、こちらのほうで1台交付をされたということで、これは国庫が10分の3ですけれども、こちらの実績がございます。

そのほかにも、国の事業ではあるんですけれども、同じく国の令和2年度の第3次補正予算ですね。これはコロナ禍での事業ではあったんですけれども、町を經由しておりませんのではつきりとは分からないんですけれども、こちらのほうで4台以上は導入をされていると思われま。

あと、農業振興課で事業の補助をいろいろ行っておりますけれども、よく皆様に御説明をしておりますさが園芸888整備支援事業というのがございます。こちらについては、来年度の要望として認定農業者の方が1台要望をされております。これまではこういう機械を導入する場合には面積の下限面積、何ヘクタール以上作らないと補助対象とならないというような要件がありましたけれども、6年度からここが緩和をされまして、今一番ドローンとして町内で農業用で使われている機種に合わせて下限面積の緩和がありましたので、こちらのほうも今後進んでいくのではなかろうかということだと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

この農業用ドローンに関しましては、先日うちの産建委員長のほうから情報提供をいただきまして、ちょっと紹介をしますけれども、佐賀新聞のほうに掲載をされていた情報ですね。

全国優良経営体、県内初の受賞と。農業経営体を表彰する全国優良経営体表彰、農林水産大臣賞に生産技術革新部門で白石町の岩石農産さんのほうが受賞をされております。ここの岩石農産さんは、いわゆる大規模農業ということで、白石町農業を要は引っ張っていく、そういうような存在でもございます。そういうところがドローンやGPSを搭載したトラクターを駆使し、データを活用した生産体制の効率化を図っているというようなことで、今後の町内の農業形態としても一つのモデルとして示していただいたということで、今後はそういう方向に他の農業者さんもいろいろ勉強しながらそういう形になっていくんだらうと。

そういう中で、ドローンというものが今後普及をしていくということは、多くの農業者の皆さんに農業用ドローンに対する支援策が出たら非常にありがたいことでもありますし、農業の進展、発展にもつながってくるんじゃないかというふうなことも言っておりますので、どうかそういう項目が盛り込めるよう今後も協議検討を重ねていただきたいというふうに思っておりますが、担当課長、答弁をお願いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

先ほどおっしゃいましたとおり、今年食料・農業・農村基本法の改正があったり、農業問題でいきますと、今連日スマート農業の推進というのが非常に議論されております。農業の担い手が不足していきますと、先ほど申されましたように大規模農家、また担い手に農地が集積、集約をされてまいります。全国的にも人手不足ではあるん

ですけれども、どうやってその面積を耕作をしていくかということになりますと、当然機械に頼るということになってまいります。スマート農業については、町のほうでも推進をしたいと思っております、また来年度予算要求のほうをしたいと思っておりますので、またそこは予算編成過程の中で町役場内でも議論をしていくところではございますが、担当課としては要望をしていきたいということで思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

ぜひ活性化のために努力をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、このドローンを飛ばすとき、総務課が所有されているドローンがございませぬけれども、災害時の飛行の場合、先ほどの航空法だとかいろいろな規則がございませぬけれども、こういったものの規制はどうなるのか、また訓練時はどうなるのか、そういったところの説明をお願いいたします。

○中村政文総務課長

災害時の飛行の場合の規制はどうなるのかということでございます。

通常時にドローンを飛行させるためには、先ほど来申し上げてるとおり航空法などの様々な法律に基づいて申請であったり許可、承認が必要となっておりますが、いざ災害時におきましては、国や地方公共団体から依頼を受けた者が捜索であるとか救助などの明確な目的で飛行する場合には特例が適用されるということになりまして、国土交通大臣の許可であるとかの承認が不要というふうになります。しかしながら、緊急用務空域の条件等がございませぬ。飛行や安全確保の責務を解除するというものではなくて、極めて緊急性が高い場合の行為として飛行法等の適用が除外をされるということになります。

また一方、訓練時の場合につきましては、場所や状況によって特定の許可や手続が必要となっております。先ほど申しましたように、人口集中地区や空港周辺の空域、また150メートル以上の高度での飛行であるとか、あと特定飛行ですね、夜間飛行であるとか目視外飛行になりますと、やはり国土交通省への飛行の許可申請が必要となってくるというふうになります。

以上です。

○重富邦夫議員

災害時の場合は特例があるということで、訓練時はその都度これを申請をするべきものなのか、例えばドローンをほかの課のイベント等に貸し出したと、そういったときに使用するというときに、毎回毎回フライトごとに申請を行うというようなことをやるのか。この申請のやり方も、一回一回申請をやるのか、1年間一定の地域を限定して包括申請ができるみたいな話もございませぬけれども、白石町が所有しているドローンそのものはこの包括申請というものをやっているのかどうなのか、そのあたりのところをお聞かせください。

○中村政文総務課長

町所有のドローンが包括申請を行っているのかという御質問です。

包括申請とは、航空法に基づきまして、特定の条件下でドローンを飛行させる許可を一括して取得するための手続になります。通常、飛行させるたびに個別に一個一個許可申請が必要になる場合でありましても、この包括申請を行うことで複数回の飛行を一括して許可がいただけるようになります。本町で所有しております災害用のドローン1機でございますが、機体につきましては約1,300グラムの重量がございますことから、国土交通省への機体の登録を行っているところです。

実際の活用としましては、令和元年に町内で発生しました佐賀豪雨のときの土砂災害の状況の把握であるとか被害の記録、また令和5年度におきまして行方不明者の捜索の事案において活用をいたしております。いずれも航空法の適用外の条件下ですね、先ほど申してます特定飛行に当たらないというところの中で活動を行ったところでございますが、このような対応でもこの包括申請というものは行った実績ではなく、一回一回申請をするというふうな形を取っておるところです。

今後、万が一町内におきましても大規模災害が発生をして、航空法の適用内での飛行が必要となりましたら、29年に災害協定の締結をさせております災害時における無人飛行機による協力に関する協定に基づきまして、ドローン飛行による被災状況等の情報収集を要請することになると思います。

以上です。

○重富邦夫議員

この空のことに對しては、まだまだほとんどの方がそこまで認識が深くないというところがございますし、何を一体どのように許可申請をしなければ、手続を踏んでいかなければならないのかということもまだまだこれからなのかなというところでもあります。実際、許可なく自分の家だとかそういうところにドローンが飛んできたというふうにした場合、実際どのように対応すればいいのかというのは、まずみんなそこまで意識されてないので、どう対応していいのか分からないというのがほとんどだろうというふうに思っております。単純に撃ち落としていいんですか。

○中村政文総務課長

撃ち落としてよいのかというのは、ちょっとなかなか申しづらくもありませんけれども、やはり身の危険を感じるとかそういうふうなドローンが飛んできた場合には、警察等に通報を行っていただいでよろしいと思います。警察が捜査、検察が立件した場合には、航空法の違反として違反者には50万円以下の罰金が科されるというふうになってはおります。また、土地所有者からの許可なく私有地の上空を飛行した場合には、損害賠償請求を受ける場合もあるかというふうに考えられます。先ほど来申しておりますけれども、ドローン飛行に関するルールにつきましては、その飛行の空域、またその飛行する方法によって違いが多くございますので、複雑であります。今後もドローンの活用が進むにつれて変更等もあってくるかというふうに考えられます。今後は、そういうふうなドローンの飛行に関しては町民に分かりやすく周知できるように、国

の法令であるとか先進的事例等についての各関係課、また調査研究を行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

あえて撃ち落としてよいかというふうなことを質問しましたけれども、これは撃ち落とせば撃ち落とした人が悪くなってしまう。しかしながら、自分の所有する土地の上を飛んでいるということになれば、許可したかしてないかはその本人ははっきり分かってるわけであって、許可をしてないにもかかわらず飛んでいるということになれば所有権侵害ということになりますので、そういったところは最低限知識として町民の皆さんは入れといたほうがいいのかというようなことを思い、何かのときにこれは周知を図らなければいけないのかな、いろいろなタイミングだとかがあるかと思えますけれども、周知はこれは必要かなというふうに思っております。

それで、実際ドローンを飛行させる際に自分の思ったところをばんばん飛ばしているのかと言われれば、先ほど土地所有権の問題とかそういうものもございますし、これは空路の設定が実際必要なのかどうなのか、そのあたりのところをお知らせください。

○谷崎孝則商工観光課長

空路設定の必要性についてでございますが、現在先進的な自治体におきましては、ドローンを活用した物流、災害対応など、地域の課題解決や産業振興を目指した取り組みが中心となって空路整備が進められております。自治体がドローン空路の整備に注力を注ぐ背景といたしましては、過疎地、山間部での物流課題への解決策といたしまして、ドローンによる空路を新たな物流ルートの一つとして整備することを検討することや災害時の迅速な対応として災害時にドローンを活用して被災地への物資輸送や情報収集を行うことが期待をされているところです。

近隣自治体におきましては、多久市や小城市におきまして、土地の所有者との合意により上空にドローンが通れる空路を作る実証事業が民間事業において行われております。本町といたしましても、実際ふくどみマイランドのほうでも実証実験が行われている状況でもございますので、今後ドローンによる物流ビジネスは本町にとっても将来的に空路整備などについてももちろん検討していく必要が出てくるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

それで、実際空路設定した上でドローンを飛ばしたといった中で、事故がゼロなのかと言われれば、まだまだ未知の世界でございますので、可能性は高いのかなというような思いもいたしております。ただ、万が一これは事故が起こった場合、責任の所在はどこにあるのかということ、ここはどうなってるんでしょうか。

○谷崎孝則商工観光課長

万が一事故等が発生をいたした場合の責任の所在についてでございますけれども、例えばドローン事故により第三者に損害を与えてしまった場合で申し上げますと、まず1番目に民事上の責任、2番目に刑事上の責任、3番目に行政上の責任を負う可能性があると考えられます。

まず、民事上の責任とは、損害賠償責任のことを申しますけれども、責任を負う人としたしましては、まず1番目にドローンの操縦者、2番目に操縦者を雇っている企業など、そして3番目にドローンの操縦を依頼した企業や団体など、そして4番目にドローンの製造メーカー、そして5番目にはドローンの販売業者などの5つのパターンなどが考えられると思っております。

次に、刑事上の責任についてでございますけれども、ドローン事故の場合にも、その対応が特定の犯罪類型に当てはまる場合には刑事上の責任を負うこととなります。大きく分けて、操縦者に故意がある場合と過失がある場合に分かれると考えられます。

最後に、行政上の責任についてでございますが、行政上の責任と申しますのは、社会的な秩序を乱すような行為をしたときに行政機関から与えられるペナルティーのことを申します。行政上の責任としたしまして直接的に規定されているものはございませんけれども、ドローン事故を起こした際には、航空法上、国に対しての報告義務などが発生するケースもございます。

以上が事故があった場合の責任の所在についてでございますけれども、やはり事故を起こさずに済むのであればそれがベストでございますので、ドローン事故を未然に防ぐためには事前の対策がとても重要になってくると思うところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

行政上の責任も少なからずあるというところですね。

それで、これは損害賠償責任だとかこういうところは、ドローンを飛ばす際、保険に加入してないとそもそも登録はできないというような法律もございますので、何かをした場合は何ら金銭的な補償が全くない業者側が直ちにどこかにとんずらしてしまふというようなことではありませんけれども、少なからず関係しているところ全てにおいて大小にかかわらず責任があるというところですね。事業者が物流などでドローンを飛行させる際、先ほどいろいろな答弁がありましたが、民間上空を飛ぶことというのが物流ドローンが発展したとき想定をされる場所なんですけれども、土地所有権の関係上、事業者がその所有者に承諾を取ることになってきますけれども、空路上、承諾をいただいた後、地域が反対するというようなことになれば、これはどうなるのか、お答えいただきたいと思っております。

○谷崎孝則商工観光課長

事業者が物流などでというような想定で御質問いただいておりますので、物流ビジネスなどでドローンが民家の上空を飛ぶというような場合にその土地の所有者に承諾を得た状態で事業者が事業をされてると、そういう場合に地域の反対があった場合と

ということでございますけども、我々行政、例えば町内でそういう事業が今後行われた場合、そういう地元の区であるとか地域が反対をされてる場合につきまして行政としてどう関わっていくのかというところで申し上げますと、我々の行政の役割、責任といたしましては、住民の安全・安心というところを第一に我々としては考えていかなければいけないと思っておりますので、行政の責任を果たすべく地元との調整や地元の方の意見をしっかり我々が聞いて把握をして、例えば事業者の方にはしっかり御意見といいますか、言わせていただくといいますか、そういう調整役になっていく必要は、やはり地元の反対があるというのであれば、そういうところが行政の果たす役割なのかなと思うところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

このルート設定においては、それぞれのをやろうとする事業者の方が各所有者の方に承諾を得ていくというプロセスを得なければなりませんけれども、これが要は、その周辺の地域の方々が後日俺は知らんやっばいと、そういうふうな形で音のするやっかい、自分の所有する土地の上ではないけれども、落下してくるとは真下に落ちるわけやないだろうとか、いろいろな思いはあるんだろうと思うんですよ。そういった中で、空路設定をしたけれども、法律上何ら問題はないけれども後日周りから反対されるというような形にならないためにも、今おっしゃられた調整役ですね。事業者側にはこれをルート設定をする際に段階的に、個人だけで話をするということではなくて、一番最初から地域を巻き込んだ話に持っていかないとなかなかうまくいかないのかなというふうにも思っておりますので、今のところは何ら地域のルールというか秩序、プロセスというか、そういうものが全くないような状態ですので、そういったところもちょっと考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

リスクの低い安全な飛行ルートというふうなことを考えますと、今現在水路上空というのが有効だろうなというふうに考えておりますが、町が指定する幹線空路整備が必要というふうに、執行部のほうはどういうふうに考えられるのか、お願いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

水路上が飛行ルートとしては有効と考えるという御質問でございます。

全国的に物流分野の担い手不足や地方の人口減少、高齢化等が進行する中で、ドローンの物流を促進することで地域課題の解決や地域活性化を図ることが現在期待されているところでございます。このような状況の中、御質問の水路上空は、まず道路や私有地と違まして車両や人の通行もなく、そして地上の構造物や上空の障害物が比較的少ないということ。また、ドローンの物流中にドローンの本体や運搬物の落下事故が発生した場合も、道路上等より影響が少ないと思われること。以上のことから、安全面ということを考慮した場合は有効な空路となり得るというふうに考えております。あわせて、本町は御存じのとおり630キロメートルの用排水路を有しておることから、緻密な空路設定も可能ではないかというふうに考えております。将来的に水路

上空を空路として使用する場合は、事前にドローン物流の運行事業者と水路管理者との間で十分な協議が必要と考えているところです。

次に、幹線空路整備が必要ではないのかということの御質問でございますが、これまでのドローンの飛行に関する規制等については、各担当より答弁がありました。航空法や各種規制の許可、承認があれば、町内の水路であれば水路管理者の同意をいただいた時点で水路の飛行は可能というふうに思っております。実際に水路を空路とした場合、事業者等がどのような整備が必要とってるものなのか、その辺がなかなかつかめていない部分がございますので、先進地の取り組み状況を調査する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

そのような答弁にしかないでしょうね。まだ社会実験というレベルの話ではございますけれども、近々その技術だとかそういう性能、そういうものがよくなり、社会実装と言ったらいいんですかね、現実的になるであろうというふうに想定はされるわけなんです。少なからずこれは準備をしておかなければならないことであって、許認可の部分で国土交通省に許可をいただくというふうな話だったんですけれども、それそのものを町自身は管理をされてるんですか、全部把握されてるのかなというふうに思ってるんです。

例えば、今はないけれども物流等々で空路を設定して、その業者が何業者か出てきた場合、それこそ事故が起こる可能性もありますし、どのルートが安全でというようなことを町が指示できるような体制であったり、ここは国土交通省から許可を受けて町はその情報を把握できる内容になってるのか、またそれを整理する体制は整ってるのかということなんです、どなたかお答えをいただければと思います。

○百武和義副町長

私のほうからお答えをさせていただきます。

国土交通省から許可を受けて、町はその情報を把握できる内容になっているのか、またそれを整理する体制はといった御質問でございます。

先ほど来説明しておりますように、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行、いわゆる特定飛行を行う場合は、町が情報を把握できる方法というのは、大阪航空局総務部総務課へ情報公開を行えばできるということになっております。また、それを整理とか指示する体制はということですが、現在は利用者の方などから相談があった場合などは、その使用する目的や用途によってそれぞれの担当課が窓口となり対応させていただいているという現状でございます。

以上です。

○重富邦夫議員

実際物流で飛んでるドローン自体はまだないんですけれども、各担当が農業用なら農業用、災害なら災害ということではいろいろな分野で窓口対応で行われているという

ようなことですがけれども、これは担当課を設置してくださいとまでは言いませんけれども、係ぐらいはあってもいいんじゃないかというふうに思ってますけれども、副町長、そこはどうなんでしょう。

○百武和義副町長

専任の担当課をといた御質問でございますけれども、これまで議員がおっしゃったように、今後様々な物資の輸送方法などでドローンの活用が進むことは十分に予想されます。そういったことで、相談される内容等も多様となる可能性はありますけれども、まずは今のところ本町での普及状況や相談内容等を確認をさせていただきながら、また先進地の事例等も参考にさせていただいて、今後対応等を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

副町長、先進地って言われますけれども、白石町だからこういう物流の分野でドローン関連企業が手を挙げられてるんですよ。それはなぜかという、飛ばしやすいからなんですよ。だから、先進地になり得るような土地だから、安全性だとか手続上のあれだとか地域との問題だとかそういうものが今後出てくるであろうと想定されるから、今こういう質問をしてるんですね。

それで、近年では、外国人観光客などが申請もせずに日本国内で小型無人機を飛行させている例も多いという、そのような情報もございます。違法操縦を見逃せば、観光地、学校や病院といった施設に何らかの形で影響を及ぼしかねず、地方自治体の信用低下を招くことにもつながることから、対策すべき課題なのかなというふうにも感じております。

今後としては、推奨空路や飛行禁止空域の設定、緊急用務空域の対応や情報の管理、高度やスピード、重量、音、撮影、天気、その他手続に関する事など、様々なことに対しまして町が策定する空路のガイドライン、ここの策定が必要ではないかというふうに考えてますけれども、どのようにお考えになりますか。

○谷崎孝則商工観光課長

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、町内でも実証実験が行われたということでございまして、今後ドローンを活用した配送ビジネスと申しますか、そういうところを非常に想定されるという中で私ほうから答弁させていただきますけれども、基本的には国の航空法や国交省が定めるガイドラインを参考にさせていただきながら、ドローンの飛行に関して調査研究などを行いながら、先ほども答弁させていただきましたが、我々行政の責任ですよね。我々の役割をしっかりと果たしていけるように、住民さんからの相談でありますとか、新しいビジネス参入の相談でありますとか、住民の安全・安心に対する声に対する対応など、そういうところをしっかりと私たちが役割を果たしていけるように、まずは準備を進めていきたいと、国のガイドラインを参考にさせていただきながら、まずは準備をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。ありがとうございます。町民の皆さんの安全・安心を確保する上で、町が何ら指導ができないというような立場ではどうしようもないのかなというふうに思っていますので、そういうところは先進的にでもこれは取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、この分野に関しましては、2025年に開催される大阪関西万博では空飛ぶ車の披露が予定をされております。今後どのような形で発展をしていくのか注視をしていかなければなりませんし、と同時に陸路では2023年4月、改正道路法の施行により自動運転車両が公道を走ることが可能になり、比較的早い段階で社会実装できるのではというふうに期待をされております。こういった陸路の部分だとか空路の部分だとかこういう新しい分野での発展をどう考え、町の発展につなげていくのか、ここは町長、答弁をお願いしたいと思います。

○田島健一町長

私のドローンに関する所感とのことでございます。

先ほど来、質疑等の話を聞いておりますと、ドローンというのは数年前から動き出したのかなというふうに思いますけども、議員おっしゃいますように、いろいろともう進んできてるなというのが私の実感でございます。全国的には、ドローンの活用というのは地域課題でございました。ハンディを克服する有効な手段の一つになると期待をされ、社会実装、利活用の拡大に向けた様々な取り組みが進められているようでございます。本町は、先ほど来言われるように平たん地が多く気象条件などからも、ドローンの飛行に適した地域ではないかというふうに認識をいたしております。

私はこれまでドローンというのは自動車等による販路が厳しいようなところ、離島や隔地のところで使用されるんじゃないのかなというふうに思っていたわけですが、聞き方をちょっとちがわせんといかんかなというふうに思いました。今後は、民間企業などから利活用の提案などがあつた場合は、地域の実情等を勘案しながらしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○重富邦夫議員

こういう時代の流れは早うございます。本当にあつという間にいろいろな技術革新が行われ、先手先手を打って町民の皆さんに利益を供与していくというような体制を取っていくということが何より町政には必要なのかなというふうにも思いますし、今日午前中の一般質問の中の町長の答弁にもございましたけれども、白石町を維持していくということは、人口減少の中でもございますけれども、実際税収が減っていったり人口が減っていったりと、白石町を維持するための最低の危険ラインの人口はどこなのかだとか、そういった試算を出しながら新しい技術を入れ、単純に人がいないと、農地が荒れ、山が荒れというような形で森になるという思いがあつて、同時に住みに

くくなるということにつながっていきますので、そういうことも踏まえて新しい世界にも飛び込んでチャレンジをしていただきたいと、このような思いを述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで重富邦夫議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時19分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月9日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 重 富 邦 夫

署 名 議 員 中 村 秀 子

事 務 局 長 中 原 賢 一